

『なぜ、中小企業者に組織(法人)が必要か』

中小企業は、一般的に規模が小さい、資金調達力や情報収集力が弱い、技術力が低い等のため、事業経営の上で不利な立場に立たされている場合が少なくありません。

また、中小企業は、最近の情報化の進展、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化、規制緩和、労働時間短縮などにより大きな影響を受けており、これらに対応して事業活動の再検討や事業の方向を転換していく必要に迫られるなど、一段と厳しい環境に直面しています。

中小企業が、このような厳しい環境に対応して、新たな発展をしていくためには、個々の企業の自助努力が大切ですが、個々の能力には自ずと限界があります。そのため、同じような立場にある抽象企業者同士で組織化をつくり、互いに協力・助け合い事業経営を充実・強化していくことが最も効果的といえます。

そこで、同業の中小企業者などが互い集い組織を作り、生産性の高揚を図り、価値実現力を高め、対外交渉力を強化し、経済的地位の向上などを図るため、各種の組織化制度が設けられています。法人組織(組合等)の設立に当たっては、中小企業が行うとする共同事業の種類・内容によって組織の種類を選ぶことが大切です。

また、法人組織(組合等)を作る効果には

引取条件の改善、販売促進、資金調達の円滑化、情報・技術・人材・マーケティング等の経営ノウハウの充実、生産性の向上等により経営の近代化・合理化を図ることができる。

業界ルールの確立、秩序が維持でき、メンバー企業の経営の安定と業界全体の改善発展を図ることができる。

中小企業者の個々の意見や要望事項を組織でまとめることにより、国の施策に反映させることができ、多くの中小企業施策を利用することができることなど挙げられます。

組織には、さまざまなグループ化があるが、活動如何によって、停滞し消滅する団体等が最近恒常化されている。参加する意義とメリットが見えず脱会する者によって崩壊している。

前文に掲げる、団体活動に従事している責任者の使命は、如何に参加者に意義が通じ、メリットを提供できるかが問われる。意義だけでは会員は減少する。

我々、自動車解体業界は空前の厳しい試練に立たされている。大手企業の進出によって対抗する施設が求められ、更に、資金的な対抗も必要である。零細企業には到底できる問題ではない。小規模事業者(個々の事業)が10社で助け合えば、中規模事業者になる。当然、共同出荷によるメリットが発生する。小事業者を支えるのが組織である。既存解体業者が組織一環となって取り組みが出来るのは社会的貢献事業あり、組織を育てるのが小規模事業者である。

※ 『道内における自動車解体業の組織化』

札幌近郊における解体業界の活動を紹介しますと、昭和54年10月に札幌・北広島・千歳地区の解体業者によって親睦会(札幌会)を発足、先代、代表者は〔株〕石上車両前代表取締役石上満)を選任した。補佐役として、今は亡き三栄車両〔株〕の中山氏と私達が参加した。

56年に全国組織の設立の誘いを受け、日本自動車中古部品協会に加盟。61年組織拡大を目指し、日本自動車処理工業会札幌会を設立する。その後、旭川地区の同業者と交流を重ね、情報交換等が順調に行われてきたが、残念なことに石上氏が、昭和61年10月に54歳で他界、翌年中山氏52歳が満氏の後を追うように他界した。残された私たちは先輩の築き上げた組織を守ることを誓った。そして、責任団体を構築するために、平成3年2月札幌地区自動車解体処理協同組合創立する。初代理事長に〔有〕南商会南可昭氏を選任する。

※ 『日本自動車中古部品協会札幌会』3.4.18

昭和56年11月には、首都圏の有志が音頭を取り全国組織、日本自動車中古部品協会を設立(600社ほど)が加盟した。札幌会も全国組織に速やかに参加する。約5年間に渡り同業者の交流及び健全な廃車処理を主体に活動を行った。



日本自動車解体部品協会札幌支部新年交礼会

当時の通商産業省自動車課長(浜岡氏)を招き、今後の自動車業界等のあり方について意見交換等を行った。当時の協会活動がそのまま進められていたならば、我々業界の進歩があったものと残念である。昭和61年5月組織拡大を踏まえ「日本自動車解体処理工業会」として会名変更した。

略式用語(自動車関連用語)

札幌地区自動車解体処理協同組合[札幌協]、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律[廃掃法]、
北海道自動車処理協同組合[北自協]、 使用済自動車[ELV]、 シュレッダーダスト[ASR]
使用済自動車の再資源化等に関する法律[自リ法]、又は[自動車リサイクル法]
有限責任中間法人日本 ELV リサイクル機構[JAERA]、

環境用語(解説) 印は北海道環境白書06年度から抜粋致しました。

ISO14001

国際標準化機構(ISO)で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。①計画、
②実行、③点検、④見直し、というリサイクルを構築し継続的に実施することで、環境への負荷の
軽減

を図る。

アスベスト

線状の鉱物。安価な工業材料としてスレート材、断熱材等、広範囲に使用されている。その繊維が
極めて細いことから、人が呼吸器から吸入しやすいという特質を持っている。

※ 『札幌地区自動車解体処理協同組合創立総会』 3.2.26

日本自動車解体処理工業会札幌支部として、5年間中央との交流を重ねてきたが、任意団体では行政からの委託事業が難しいことから、北海道中小企業団体中央会の指導を受け、法人化に移行するため「札幌地区自動車解体処理協同組合」を創立するための総会を2月26日に開催した。



(札幌地区自動車解体処理協同組合章)



(札幌協創立総会で挨拶する南発起人代表)



(札幌協創立祝賀会)

※ 『札幌地区自動車解体処理協同組合設立、披露祝賀会』 3.4.18

設立の経過、近年の車社会の中にあって自動車販売システムの完成に比べて、廃車処理体制はお粗末である。環境問題及び車両保管等に関しても景観等を著しく阻害している。また、新車販売の増加に伴い廃車台数も比例し、増加の傾向にあることから、組合による処理体制を構築するためにも社会に認知される法人団体を設立した。発足時は札幌近郊の自動車解体業者18社後ほど6社が参加24社となる。初代理事長に南可昭氏を選任する。

一般廃棄物処理計画

ごみと生活排水(し尿、浄化槽汚泥を含む。)の発生量や処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集する種類、処理施設の整備などについて、廃棄物処理法の規定に基づき市町村が定めるもの。

エコビジネス

環境への負荷の少ない製品・サービスや環境保全に資する技術やシステムを提供する産業。



(組合員各位)

平成3年4月18日撮影

札幌地区自動車解体処理協同組合
設 立

日 時 : 平成3年4月18日(木)

場 所 : 札幌ロイヤルホテル

事務局 札幌市白石区菊水元町1条2丁目2番6号

役職名及び組合員

(平成14年5月10日)石上剛理事長に引き継ぐ

理 事 長	石上車輛〔株〕	代表取締役	石上 剛
専務理事	〔株〕オートパーツ三伸	代表取締役	佐々木 力
相 談 役	〔有〕南 商会	代表取締役	南 可昭
会計監査	〔株〕ライラック車輛	代表取締役	水城 英寛
会計監査	〔有〕近藤車輛	代表取締役	近藤 高志
理 事	〔株〕協栄車輛	代表取締役	佐藤 正良
理 事	〔株〕鶴岡車輛	代表取締役	鶴岡 敏雄
理 事	〔有〕駒里サルベージ	代表取締役	角田 寛
事 務 員			大坪 操

☆ 札幌地区自動車解体処理協同組合 組合員名簿 ☆

平成19年度

NO1

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号	引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	役職
有限会社 会田車輛 代表取締役 会田 隆	061-1264 北広島市輪厚706番地5	(T)011-377-4832 (F)011-370-3036	北海道 【引取業】20011000011 【回収業】20012000011 【解体業】20013000011	
石上車輛株式会社 代表取締役 石上 剛	062-0052 札幌市豊平区月寒東2条10丁目4番17号 061-1364 恵庭市下島松801番地3	(T)011-853-0424 (F)011-854-0986 (T)0123-37-0555 (F)0123-37-0550	北海道 【引取業】20011000114 【回収業】20012000114 【解体業】20013000114 【破碎業】20014000114	理事長
丸利伊丹車輛株式会社 代表取締役 伊丹和雄	003-0821 札幌市菊水元町1条2丁目2番6号 061-1264 北広島市輪厚630	(T)011-871-2580 (F)011-872-8111 (T)011-376-3600 (F)011-370-3755	北海道 【引取業】20011000006 【回収業】20012000006 【解体業】20013000006 【破碎業】20014000006	
株式会社 オートパーツ三伸 代表取締役 佐々木 力	069-0822 江別市東野幌731番地30	(T)011-381-7000 (F)011-380-2421	北海道 【引取業】20011000021 【回収業】20012000021 【解体業】20013000021	専務理事
有限会社 オトワタナベ商会 代表取締役 渡辺 政則	003-0859 札幌市白石区川北2293番地21号	(T)011-871-2609 (F)011-879-2047	札幌市 【引取業】20511000017 【回収業】20512000017 【解体業】20513000017	
株式会社 協栄車輛 代表取締役 佐藤 正良	003-0849 札幌市白石区北郷2405番地25	(T)011-875-7977 (F)011-875-7942	札幌市 【引取業】20511000006 【回収業】20512000006 【解体業】20513000006	理事 設置車輛 対策委員長
株式会社 ケーエー車輛 代表取締役 阿部 賢二	061-1270 北広島市大曲804番地37号	(T)011-377-5577 (F)011-370-3031	北海道 【引取業】20011000087 【回収業】20012000087 【解体業】20013000087	
有限会社 駒里サルベージ 代表取締役 角田 寛	066-0011 千歳市駒里946番地23号	(T)0123-26-1619 (F)0123-26-1634	北海道 【引取業】20011000010 【回収業】20012000010 【解体業】20013000010	理事
有限会社 近藤車輛 代表取締役 近藤 高志	001-0934 札幌市北区新川西4条3丁目1番1号	(T)011-765-4660 (F)011-765-4661	北海道 【引取業】20511000005 【回収業】20512000005 【解体業】20513000005	会計監査
有限会社 丸一田中商会 代表取締役 田中 陽一	004-0864 札幌市清田区北野4条5丁目7番20号	(T)011-881-6031 (F)011-883-7903	札幌市 【引取業】20511000038 【回収業】20512000038 【解体業】20513000038	

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号		引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	役職
第一興業 株式会社 代表取締役 増田 義夫	061-1270 北広島市大曲456番地8号	(T)011-376-3915 (F)011-377-5970	北海道	【引取業】 20011000076 【回収業】 20012000076 【解体業】 20013000076	
株式会社 鶴岡車輛 代表取締役 鶴岡 敏雄	063-0033 札幌市西区西野3条10丁目1番1号	(T)011-663-9889 (F)011-664-1131	北海道	【引取業】 20011000063 【回収業】 20012000063 【解体業】 20013000063	理事
有限会社 中川車輛商会 代表取締役 中川 浩兵	067-0051 江別市工栄町21番地30	(T)011-383-8552 (F)011-383-3667	北海道	【引取業】 20011000120 【回収業】 20012000120 【解体業】 20013000120	
株式会社 富士商会 代表 工藤 功	002-8054 札幌市北区篠路町拓北11番7号	(T)011-774-4811 (F)011-774-8418	札幌市	【引取業】 20511000008 【回収業】 20512000008 【解体業】 20513000008	
有限会社 南 商会 代表取締役 南 可昭	004-0821 札幌市清田区有明304-5	(T)011-882-1770 (F)011-884-3804	札幌市	【引取業】 20511000040 【回収業】 20512000040 【解体業】 20513000040	
森下自動車 株式会社 代表取締役 森下 英男	003-0869 札幌市白石区川下770-32	(T)011-874-8625 (F)011-871-7535	札幌市	【引取業】 20511000044 【回収業】 20512000044 【解体業】 20513000044	
有限会社 ワイエス山田車輛 代表取締役 山田 真一	007-0820 札幌市東区東雁来町358-90	(T)011-791-7581 (F)011-790-2117	札幌市	【引取業】 20511000074 【回収業】 20512000074 【解体業】 20513000074	
合資会社 山本商会 代表取締役 倉知 良幸	061-1267 北広島市仁別162	(T)011-377-7726 (F)011-377-7728	北海道	【引取業】 20011000037 【回収業】 20012000037 【解体業】 20013000037	
株式会社 ライラック車輛 代表取締役 水城 英寛	061-3241 石狩市新港西3丁目737	(T)0133-73-7100 (F)0133-73-7509	北海道	【引取業】 20011001142 【回収業】 20012001142 【解体業】 20013001142 【破碎業】 20014001142	会計監査
中島自動車販売 株式会社 代表取締役 中島 邦雄	067-0052 江別市角山450-3	(T)011-385-3939 (F)011-385-2376	北海道	【引取業】 20011000234 【回収業】 20012000234 【解体業】 20013000234	
事務局 札幌地区自動車解体処理協同組合 003-0821 札幌市白石区菊水元町12丁目2-6		(T)011-871-7555 (F)011-871-8611	札幌市	【引取業】 20511000611 【回収業】	

☼ 『旭川地区自動車解体処理協同組合設立披露祝賀会』 3.10.26

旭川地区の自動車解体業者の皆様方とは昭和50年代から交流を交わしていたことから、札幌地区の協同組合設立に賛同し、同年度に設立した。初代理事長には、田村嘉久氏が選任した。



(大橋発起人代表の挨拶)



(設立披露祝賀会)

☼ 『札幌地区自動車解体処理協同組合防火実技講習会』 3.11.2

自動車には、ガソリン及び軽油等の燃料やシート類の可燃物があることから解体作業には火気の扱いには特段の注意が必要である。防火実技講習会には、札幌消防局予防課並びに地元消防署予防課が指導に当たった。講習会には札幌協の組合員50人が参加、消火器の使用手順等の指導を消防職員から受けた。



(理事長挨拶)



(延焼車両)



(訓練参加組合員)



(消火器の使用訓練)

廃自動車解体時の出火防止指導要綱

札幌市消防局豊平消防署
札幌地区自動車解体処理協同組合

【趣 旨】

この指導要綱は廃自動車の集積、解体作業時等における基本的事項及び火気管理等防火管理の基本を定め、火災の発生及び延焼の防止を図ることとする。

【日常の対策】

1 集積方法について

- (1) 大量の廃自動車を集積する場合は、1箇所の集積を概ね50台以下とし、集積場所相互の間隔は10m以上保つようにすること。
- (2) 上記の集積方法が困難な場合には、遮へい板(鋼板)等で区画すること。

2 解体作業スペースの確保について

解体する際の作業スペースを別に確保し、1車両毎に処理すること。

3 解体作業時の留意事項について

- (1) 廃自動車が搬入された時点で、燃料タンクを取り外すか、燃料を抜き取ること。(プロパンを燃料としている廃自動車も同様とする)
- (2) 液体燃料の燃料タンクを取り外されずに解体作業を行う場合は、燃料タンクに水で希釈した中和剤を注入し、攪拌後、引火の危険性がなくなってから作業を行うこと。
- (3) バッテリー及び発煙筒等、発火危険のある物品を取り除くこと。
- (4) 解体作業中に、燃料パイプからガソリン、軽油及びオイル等の漏洩が確認された場合は、作業を中止し、中和剤等で処理し、引火の恐れがなくなってから作業を再開すること。
- (5) ガス若しくは電気による溶断機等を使用するときは、ガソリン、軽油等の引火物やタイヤ、座席シート等の可燃物の付近において解体作業を行わないこと。
- (6) 解体作業現場には、常に、消火器・中和剤および水を入れたバケツ等を準備しておくこと。

4 防火管理について

- (1) 出火時の初期消火対策として必要に応じ、消火用水・小型動力ポンプ・ホース、筒先等を設置すること。
- (2) 消火器・小型動力ポンプ等による消火及び消防への通報要綱と担当者を定めておくこと。
- (3) 作業に従事する社員に対し、防火意識の徹底を図るべき教育訓練を行うこと。
- (4) 現場責任者は、敷地内の巡回、監視を徹底し、出火危険の排除に努めること。
- (5) 休日・夜間等の防火管理について。
 - ア 敷地内の整理、整頓を徹底すること。
 - イ 外部防犯灯、さく、及び立入り禁止の看板を設置すること。
 - ウ 休日・夜間等の巡回、監視及び緊急連絡体制を整えること。

5 危険物及び指定可燃物の貯蔵、取扱いについて

燃料タンクから抜き取ったガソリン等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合及び車両から取り外したタイヤ・座席シート等を集積する場合は、次によること。

- (1) 燃料タンクから抜き取ったガソリン等の危険物は、ドラム缶等の不燃性容器に密閉し、廃油回収業者に速やかに処理させること。
- (2) 指定数量以上のガソリン等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設を設置して行うこと。
- (3) 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満(少量危険物)のガソリン等を貯蔵し、又は取り扱いする場合。
は札幌市火災予防条例に定める措置を講じること。
- (4) 車両から外されたタイヤ・座席シート等の指定可燃物を貯蔵し、取り扱う場合は、条例に定める 1 集積単位相互間の距離を確保すること及びその他の措置を講じること。

6 その他

緊急連絡体制及び事業所の所在や集積状況について、別紙「事業所概要届出書」により「事業所概要」を所轄消防署に届出すること。

【緊急時（火災発生）の対策】

- 1 火災が発生したならば、すみやかに「119番」に通報するとともに、初期消火を行うこと。
- 2 現場に到着した消防隊への情報提供を行うこと。

廃油処理業者一覧表

平成3年11月

事業所名	住 所	電 話 番 号
協業組合 公清企業	札幌市西区発寒1086の1	011-662-5677
北海道油設 株式会社	札幌市西区24軒2条1丁目	011-641-6722
株式会社 エイジ商事	札幌市中央区南8条東8丁目	011-512-6185
環境開発工業 株式会社	北広島市北の里41番地	011-373-2728
苫小牧ケミカル 株式会社	苫小牧市字勇払152番地	0144-56-0231
株式会社 ホクハイ	苫小牧市新開町1丁目	0144-55-8080
道央油設処理公社	美唄市茶志内日東町1020	01266-5-2190

もし、火災等が発生した場合、近隣の住宅や工場等に不安を与えるのみならず、自社の信頼と自動車解体業界における責任を失うこととなる。常に、危機管理に心がけ、緊急時の訓練を集团的に行い、又は、個々の事業者においても終始徹底体制が必要である。

当、防火実技講習会は札幌協設立初の集团的事業活動である。

整理・整頓は職場の基本行為である

オゾン層の保護のためのウィーン条約

1985年3月締結、1988年12月27日に発効し、オゾン層に関する観測、研究並びに情報交換を通じて国際協力することを目的とした条約。

温室効果ガス

太陽から地表に届いた熱を受けて地表から放射される赤外線を吸収し、吸収した熱を再び地表に向かって放射することで、地表を暖める効果を有するガス。温室効果ガスによる適度な温室効果により地球の生態系が保たれるが、人間活動による温室効果ガスの排出量の増加により、地表付近の気温が急速に上昇する。いわゆる「地球温暖化」が進行していると言われる。

※ 『札幌協廃掃法による新規許可講習終了書』3.10.7～6.12.末

平成7年4月に施行された「廃棄物の処理と清掃に関する法律」以下、廃掃法が本格的にスタートすることを踏まえ、去る、6月29日「廃掃法改正に伴うリサイクル事業技術開発研究会」を視野に、札幌地区自動車解体処理協同組合24社は事前準備として新規許可講習会に受講した。

厚生大臣認定「産業廃棄物処理者に関する新規許可講習会」の収集運搬課程終了証である。24社

厚生大臣認定「産業廃棄物又特別管理産業廃棄物処理者に関する新規許可講習会」終了証である。24社

厚生大臣認定「産業廃棄物処理者に関する新規許可講習会」の処分課程終了証である。5社

厚生大臣認定「特別管理産業廃棄物責任者講習会」の終了証である。24社



(札幌協事務所内に掲げている廃掃法による新規許可講習修了書)

長年に及ぶ間有価で買取していた廃車が、廃棄物の処理場の逼迫等や鉄くず市場下落で排出者等に処理費用を請求しなければならない状況となった。いわゆる、逆有償(従来、排出者等からお金を支払うか、無償で引き取っていた。)だが、平成7年4月から「廃棄物の処理と清掃に関する法律」が施行され、無償並びに逆有償の場合は廃掃法による許可が必要となった。なお、廃掃法による許可を取得する条件として、事前に必要に応じて法定講習と解体施設等の整備が必要となる。

まず、自動車解体業を行う事業者は、保管施設ガイドラインに基づく解体場は、コンクリート床で油水分離槽を備えた積み替え保管施設を新設したほか、品目別に囲った安定型産業廃棄物保管施設を用意。許可を取得して取り扱う廃棄物は、廃車を構成する①金属くず②廃プラスチック③ガラスくず④廃油⑤廃酸⑥廃アルカリの6品目。また、マニフェスト制度が導入されることによって、排出者が運搬、処分を他者に委託するときに、廃棄物の種類や量、委託先を書いた管理票(マニフェスト)を発行し、委託先からその回付を受けることで廃棄物の適正処理を担保する制度だ。使用済自動車は従来から廃棄物に当たらない場合でも「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく省令改正で、管理票に基づく使用済自動車の適正処理に管理制度が導入された。

札幌協組合員の中ですでに、廃掃法による許可を取得している事業所があったが、廃掃法の改正に伴い組合員として〔有〕丸一田中商会(田中陽一社長)が、道の産業廃棄物収集運搬許可と札幌市の産業廃棄物収集運搬積み替え保管許可を制度に沿った許可第一号を取得した。その後、順次札幌協の組合員は申請した。なお、北海道自動車処理協同組合の設立に伴い、全道の自動車解体業者との交流が盛んになったことから、北自協の組合員にも許可取得者が出揃い「自り法」の許可申請時には多くの組合員がみなし許可を取得した。のちほど触れる、5年間有効である解体業許可更新時に対する対応が事業所によって問われる。北自協として、改善等の必要な事業所に関係行政との調和をし、組合員事業者の全員が更新できるよう努めたい。

※ 『札幌市と放置車両の処理に関する協定書』3.12.2

札幌地区自動車解体処理協同組合は札幌市内において、路上並び公園等に長期に放置されている車両の撤去事業に関する協定書を札幌市と交わす。

放置車等の処理に関する協定書

協 定 書

札幌市を甲とし、札幌地区自動車解体処理協同組合を乙として、甲と乙との間において、札幌市に放置されている自動車等の処理について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が管理する道路・公園・河川敷に放置されている自動車または、民有地に放置されている、自動車等(以下「放置自動車等」という)の処理について定めるものとする。

(撤去及び処分)

第2条 甲は放置自動車等を処分しようとするときは、放置自動車引渡書(様式1)により、自動車の撤去及び処分を乙に通知し、乙は通知を受理したときは、速やかに当該自動車を撤去し、解体等により処分するものとする。

2 乙は前項の規定により当該自動車を撤去しようとするときは、甲が指定する職員の立会いを求めて行うものとする。

3 乙は当該自動車を撤去したときは、放置自動車撤去報告書(様式2)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第3条 この協定による放置自動車等の撤去及び処分に要する費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙は、撤去及び処分の前に処理に要する費用の見積書を甲に提出するものとする。

(損害の賠償)

第4条 乙は業務の遂行上において、第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、撤去及び処分したことにより、紛争等が生じた場合には、甲が相手方との交渉の窓口となるものとする。

(協定の解除)

第5条 甲及び乙は、この協定に継続しがたい事由が生じたときは、解除の申し入れをすることができる。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保管するものとする。

平成3年12月2日

甲 札幌市

札幌市長 桂 信雄

乙 札幌地区自動車解体処理協同組合

理事長 南 可昭

平成3年12月2日札幌市建設局会議室で、佐久間恭建設局管理部路政課長。木村正幸路政係長。山崎寛豊平区土木部管理課長。札幌協、南可昭理事長。山田真一副理事長。石上剛専務理事が出席して放置自動車等の処理に関する協定書の調印式が行われた。



(放置自動車等の処理に関する検討会)



(放置自動車等の処理にかんする協定調印式)

❖ 『札幌市豊平区の月寒公園に放置されている車両問題』

月寒公園に2006年春ころから放置されている車両が10数台にのぼり、「近くで子供が遊ぶことがあり、危険だ」など、住民から撤去を求める声が高まっている。同公園を管理・運営する豊平区土木部は一部を9月下旬までに撤去するが、「所有者と連絡が取れない車両等については撤去が難しい」と苦悶顔だ。同公園に放置されている車両は13台で、窓ガラスやヘッドライトが割れていたり、タイヤなどが無い車両がほとんどで、また、車内にはラジカセやパソコン、テレビなどの廃棄物が捨てられている。同部は、04年9月から追跡調査を開始。

所有者と連絡がとれた1台を含め、計7台を撤去する。しかし、所有者を特定し、手紙を出したり、直接訪ねたりしたが、返事がなかったり、無視された6台の撤去はまだだ。行政代執行で強制的に撤去する方法もあるが、同部の担当者は「所有権の問題等もあり、手続きが複雑で大げさだと言うか...」と困った表情を見せる。付近に住む会社員は「放置する人がいるのは、怒りを通り越して悲しい」。同部は「所有者に連絡を取り続けるしか打つ手がない。利用者はモラルを守ってほしい」と管理者は話す。



平成3年9月撮影



平成3年9月撮影

(月寒公園内に放置されている放置車輛)



(早期発見・早期対策遅れが廃棄物を呼ぶこととなる)

札幌市とは、平成3年12月から路上放置車輛の撤去作業に関する協定書を締結し、撤去台数下記の通りである。平成4年～8年までの撤去車両を換算すると、約2千7百台にのぼる。

年 度	台 数
平成 9 年	1 3 3
平成 1 0 年	1 6 1
平成 1 1 年	1 3 3
平成 1 2 年	1 6 4
平成 1 3 年	2 4 7
平成 1 4 年	2 8 2
平成 1 5 年	2 8 6
平成 1 6 年	2 3 8
平成 1 7 年	2 1 4
平成 1 8 年	1 5 2
平成 1 9 年	6 0
平成 2 0 年	9
平成 2 1 年	2 9
平成 2 2 年	1 6
平成 2 3 年(6月)	4

(15年間) 2128台

平成十八年を境に路上放置車両は極端に減少した。減少して
原因は、自動車リサイクル法の施行であるのではないかと思
われる。

放置車輛等については、近年の鉄クズ市況の高騰等により減少傾向にあるが、すでに放置されている車輛等を担当者の依頼（札幌市）で現場に行くと、だれが持ち去り無くなっていることが起きている。

この原因は、所有者が責任を感じ撤去したのか、又、鉄クズ市況等の高騰から部外者が持ち去ったのかが不明である。部外者が持ち去った場合は盗難となるので対策が必要と思われる。

現時点における廃タイヤの処理状況について、

原油の高騰並び資源の再利用が問われている昨今、廃タイヤは代替燃料として、製紙工場の燃料に大量に利用されている。処理料金は一時の3分の1ほどで処分が出来ることから従来のように野積み状態は減少すると思われるが回収業者が無償で回収する状況化にはない。

最近の廃タイヤの処理情報

旭川管内の製紙工場でも燃料として利用するとの情報があることから、無償回収業者が出てくるのではないかと期待している。

※ 『札幌協、廃タイヤ処理及び廃車処理懇談会』 3.12.5

廃車処理に伴う問題の一つが、廃タイヤの処理である。特に、近年では大分県下毛郡三光村で発生した。廃タイヤの火災は3ヶ月ほどに渡り延焼、大変な公害汚染と環境破壊を引起こした。地域の住民に恐怖及び悪影響を与え、大きな社会問題となった。また、四国徳島では、特定公園に数万本の用済みタイヤが無責任な処理業者により、野積みされ、これまた大きな社会問題となった。札幌協組合員として、廃車処理で発生する産業廃棄物である廃タイヤを平成5年度の処理事業として、北海道リハビリセンターにおいて活性炭を大幅に造る原料として利用して頂くよう要請をした結果、条件付けで作業を行う。



(廃タイヤ処理に関する懇談会に先駆け挨拶する)



(北海道リハビリ室長の講演)

社会福祉法人北海道リハビリ施設は、道内において最大の障害者が働く施設です。事業の一部に、クリニック工場があり、障害ある方々が勤めて居ります。クリニックに必要な温水を確保するために廃タイヤを燃料として使用した。更に、廃タイヤの燃焼を調整することにより活性炭を作ることになりました。大量に生産出来ることから、東京都内を流れる神田川の浄化施設に試験的に採用された。

※ 『北海道廃タイヤ再資源化会議委員会を発足する』 4.9.8

廃車処理に伴い発生する廃棄物には廃タイヤ・廃油・廃液、廃バッテリー、バンパー等があります。特にリサイクル可能である廃タイヤに関して処理が進められていないことから、不法投棄や回収業者による野積みが社会的問題となっている。この様な現状を打開することを踏まえ、北海道は、「廃タイヤ再資源化会議」を発足した。そこで、北海道廃タイヤ再資源化会議委員を委嘱した。

北海道廃タイヤ再資源化会議委員名簿

氏 名	所 属	職 名
青木 佐次郎	道央自動車タイヤ販売店協会	(タイヤリサイクル委員長)
井上 英彦	サンフロア工業株式会社	(専務取締役)
上村 利勝	ダンロップリトレッドサービス北海道	(代表取締役)
加藤 敏雄	社団法人日本自動車タイヤ協会	(札幌支部所長)
菊池 修二	北海道自動車タイヤ販売協議会	(会 長)
工藤 修平	北海道自動車タイヤ商工協同組合	(札幌支部副支部長)
神山 桂一	北海学園大学工学部	(教 授)
南 可 昭	札幌地区自動車解体処理協同組合	(理事長)
森本 茂樹	道立工業試験場資源エネルギー	(部 長)

(事務局) 北海道保健環境部衛生施設課資源リサイクル推進室

廃タイヤの再資源化に対する要綱

(目 的)

第1条 家庭及び事業所から排出された自動車用タイヤについて、その再資源化の効果的な方策を検討するため、廃タイヤ再資源化会議(以下「会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、次の事項を検討する。

- (1) 廃タイヤの再資源化システムに関すること。
- (2) 廃タイヤの再資源化技術に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(構 成)

第3条 会議は、委員10人以内で構成する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから北海道保健環境部長が委嘱する。
- 3 委員の委嘱期間は、当該年度の末日までとする。

(座 長)

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、座長が召集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、保健環境部衛生施設課資源リサイクル推進室において処理する。

(そ の 他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年9月8日から施行する。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法:平成13年4月施行)

特定家庭用機器廃棄物について、収集・運搬に関する小業者の義務、再商品化等に関する製造業者等の義務、排出者の責務等を定め、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る法律。

現在、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機の4品目を特定家庭用機器として指定。

環境影響評価

いわゆる環境アセスメントは、道路やダム、鉄道、発電所の建設、さらに宅地開発やゴルフ場などを造成する際に、あらかじめの事業が環境に及ぼす影響について科学的な調査、予測、評価を行い、その過程や結果を公表して、住民や行政機関、専門家などの意見を聴き、これらを踏まえて、より環境保全に配慮した事業を作り上げる制度。



委 嘱 書

(氏 名)

南 可 昭 様

廃タイヤ再資源化会議委員に委嘱します
委嘱期間は平成6年3月31日までとします

平成 5 年 5 月 25 日

北海道保健環境部長 厚 谷 純 吉



※ 『集団化工業団地建設計画及び放置車両対策について桂札幌市長訪問』5.3.10

札幌市市役所を訪問し、桂信雄札幌市長に自動車解体処理業の現状説明などを行った。同組合は廃車・放置車両処理に伴う環境問題、宅地化の進行による事業場用地問題など、自動車解体処理事業の課題と対応策をまとめたマニュアルを独自に作成、これを市長に手渡し、事業の認知度向上と組合の取り組みをアピールするのが訪問の目的。同席は、南理事長、山田真一副理事長、石上剛専務理事の三人は廃車処理問題について桂市長と懇談。桂市長は「全国政令指定都市長会議でも近年、放置車両がよく課題になる。行政としても、手伝えることは積極的に検討していきたい」と語った。



(桂信雄札幌市長を訪問)



(南理事長、山田副理事長、石上専務理事)

※ 『北海道リハビリー廃タイヤ処理事業(条件が)』5.10.23

当初、リハビリーセンター施設内に山積みとなっていた用済みタイヤは20～30万本あった。中には、ホイール付もあり、そのまま燃焼ボイラに投入することは出来ないことから、当組合で、外す作業と消防法による堆積等について整理・整頓を行うことで覚え書を交わした。



(廃タイヤの整理作業風景)



(廃タイヤ置場の地ならし)

全国的に用済みタイヤの処理は社会的問題となって居ります。2009年度、国内で用済みタイヤは約9,000万本と推定して居ります。処理に関しての多くが、サーマルリサイクルいわゆるセメント焼成用、製紙工場等における燃料として使用されて居ります。全国の各地域でボイラー等の燃料に使用されることにより不法体積が減少して居りますが、一方では今なお体積していることが問題となって居ります。タイヤは資源の塊です。

リサイクル率を上げるよう我々自動車リサイクル業界として協力の必要性があるのではないかと。燃料として使用するにはダイオキシンなどの発生を最小限に押さえることが必要です。セメント焼成用、製紙工場等で使用される場合ダイオキシンがでなく効率的に使用されますので使用推進をお願いする次第です。

※ 『北海道自動車処理協会を発足』6.7.2

北海道自動車処理協会の概要「第1回北海道自動車処理団体協議会」を札幌市内のホテルで開かれた。道内の同業界グループ8団体の幹部18人が出席して意見交換を行い、環境関連規制の強化など個々に対応できない課題を克服するために連帯組織の必要性を認め、組織の早期発足に向け準備を進めることで合意した。出席団体は、札幌地区自動車解体処理協同組合、旭川地区自動車解体処理協同組合、ビックウェーブ北海道、NGPグループ北海道、SSGグループ、旭川地方自動車解体組合、SAPグループ



(第1回北海道自動車処理団体協議会発足)

北海道、HAPグループ北海道の8団体。はじめに、同協議会参加を呼びかけたHAPグループの菅野勉会長が趣旨説明する。道内に約160社あるという自動車解体業の中古部品販売団体が、統一組織を構築することを目的に「北海道自動車処理協会」を設立に参加団体の責任者と合意した。この後、数回の会合を持ち、平成6年9月10日設立総会に漕ぎ着けた。

※ 『北海道自動車処理協会設立総会』6.9.10

都道府県で地域の中古部品を主体組織と廃車関連事業者が既存のグループの垣根を越えて組織化することは、全国で初めての試みだけに道外から注目を集めた。〔株〕札幌パーツ代表取締役工藤洋行氏が築き上げたコンピューターシステム組織(SSG会長、ビックウェーブ北海道・東北ブロック代表)を務め、さらに今回、全道規模の新団体のリーダーに、〔株〕札幌パーツ代表取締役工藤洋行氏を選任した。加盟事業者は135社。工藤洋行氏は選任にあたり「ゼロからのスタートだけに、やるべきことは山のようにある」と真剣な面持ちで語った。北海道自動車処理協会設立の最大のテーマは、環境問題への対応。ここ数年、廃棄物処理などに伴う規制がにわかに厳しくなってきた。

しかし、現時点では行政からの指導はほとんどない。指導の受け皿となる組織がないためだ。新団体は、関係行政や排出団体とのパイプづくりが急務となっている。「一部の事業者のマナー違反が業界全体のイメージダウンにつながる。一社でも多くの賛同を得て、業界のレベルアップを図りたい」と抱負を語った。設立総会には、来賓として、北海道議議員(環境生活委員長)、道環境生活部部长、自動車関連団体等、更に、全国各々のグループ代表者の出席を頂き盛大に北海道自動車処理協会の設立に祝福を受けた。当協議会会長、〔株〕札幌パーツ代表取締役工藤洋行、副会長〔有〕北海パーツ代表取締役元木政太、副会長〔有〕北海道商事代表取締役田村嘉久、幹事長〔有〕南商会代表取締役南可昭、財務担当〔株〕石上車両代表取締役石上剛、事務担当〔株〕オートパーツ三伸代表取締役佐々木力を選任した。



(工藤洋行道協会会長より協会の趣旨を説明する)



(北海道自動車処理協会会員)

※ 『札幌市フロン回収推進協議会設置要綱』6.10.7

(目 的)

第1条 札幌におけるオゾン層保護対策の推進を図るため、フロンの回収など具体的な施策を協議・検討することを目的として、札幌市フロン回収推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) フロンの回収方法に関する事項
- (2) 回収フロンの管理方法に関する事項
- (3) その他オゾン層保護に関する必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、関係行政機関、関係業界団体のうちから市長が委嘱する者
- (2) 市の職員のうち別表1に掲げる職にある者

(会 長)

第4条 協議会は委員の互選により、会長を置く。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度、会長がこれを召集し、議長となる。

(部 会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 関係行政機関及び関係業界団体の推薦による者
 - (2) 市の職員のうち別表2に掲げる職にある者
- 3 議長は、札幌市衛生局環境管理部環境対策課長をもってあてる。
 - 4 部会は、必要に応じ議長が召集する。

(庶 務)

第7条 協議会の事務局は、札幌市衛生局環境管理部環境対策課におく。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月7日から施行する。

札幌市は、環境保全等に積極的に取り組み、特に、フロンガス回収には環境局の重点課題として位置づけている。

環境ホルモン

人の野生生物の^{ないぶんびつ}内分泌作用をかく乱し、生殖機能を障害するなどの悪影響をもたらす可能性のある物質(内分泌かく乱化学物質)のこと。

札 幌 市

南 可 昭 様

札幌市フロン回収推進協議会委員を委嘱します



平成 6 年 1 1 月 2 9 日

札幌市長 桂 信雄



覚 書

札幌市（以下「甲」という。）と札幌地区自動車解体処理協同組合（以下「乙」という。）は、フロン回収機を用いて、フロン回収に係る諸問題について協同で調査・研究を行うため、次のとおり覚書を締結する。

1 フロン回収機の提供について

- (1) 調査に必要なフロン回収機は甲が購入し、乙に1台提供するものとする。
- (2) 回収機の提供期間は、平成7年7月1日から平成8年3月31日までとする。
- (3) 乙は甲の指定する場所及び日時に回収機の引渡しを受け、物品受領書を甲に提出するものとする。
- (4) 乙は甲の指定する日時及び場所において行なうものとする。
- (5) 回収機を搭載あねいは稼働させるための車両、搭載のための車両の改造費用、自動車検査費用、回収のための燃料費、人件費その他回収に係る諸経費は、乙の負担とするものとする。

2 回収機の管理について

- (1) 乙は、提供を受けた回収機を適切に使用又は保管するものとする。
- (2) 回収機はフロン回収実践モデル事業以外の用途には使用しないものとする。
- (3) 回収機は、第三者に転貸しないものとする。
- (4) 回収機保管のための主要基地を1箇所定めるものとする。

3 修理費等の負担

- (1) 乙は、回収機を毀損したときは、その原因、内容等を速やかに甲に報告するものとする。
- (2) 回収作業により乙の責に帰すべき原因により、回収機を毀損させたときは、乙の負担で修理するものとする。
- (3) 乙は、前号による修理において、部品の交換を行うときは、原則としてメーカー指定の部品を使用するものとする。

4 回収フロンの管理について

- (1) 乙は、回収したフロンを安全な場所に一時的に保管するものとする。
- (2) 乙は、回収したフロンを再利用するときは、関連する法令等に基づき適正に行うこと。
- (3) 乙は、回収フロンがボンベに満度に充填されたときは、甲が別に指定する場所に搬入する。
- (4) 搬入されたフロンは、甲が保管し、最終処分するものとする。

5 調査結果の報告について

乙は、回収したフロンの実績等を別に定める様式により、甲あて報告するものとする。

6 その他

この覚書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙双方協議のうえ、定めるものとする。

平成6年6月15日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市 代表者 市長 桂 信雄

乙 札幌市豊平区月寒東2条10丁目
札幌地区自動車解体処理協同組合
理事長 南 可昭

※ 『札幌市における特定フロンの回収モデル事業』 7.6.21

札幌地区自動車解体処理協同組合、以下(札幌協)は、札幌市からフロンガス回収機の提供を受けて、フロンガス回収車を導入する。組合員を対象としたフロンガスの巡回回収を6月末よりスタートする。

札幌市は昨年11月、オゾン層破壊の元凶とされるフロンガスの対策を官民一体で検討する「札幌市フロン回収推進協議会」を発足。同組合は推進協力のメンバーで、札幌市から貸与するフロンガス回収機1台と20台回収ポンプ10本を使って、フロンガス回収実践モデル事業に取り組む。同組合は、回収機を日産ADバンに搭載し、フロンガス回収機として活用する。現在、組合員24社中、回収機を保有しているのは、南商会・石上車両・会田車両・近藤車両の四社。未保有の20社を定期的に巡回し、カーフロンガスを回収する。



(札幌協事務局)



(札幌市より借受けた移動フロン回収機)



(フロンガス回収機器の説明会風景)

フロン類が齎す環境破壊 (フロンガス Fluorocarbon)

フロンガスは、炭素に塩素・フッ素の原子が結びついて化合物の総称(高圧ガス取締法)で、正式名称はフルオロカーボン。工業的に量産されているものだけで、20種類にのぼる。用途は冷凍機やエアコンの冷媒、エアゾール製品の噴霧剤、精密機器や電子部品の洗浄用・乾燥用剤、ウレタンフォームの発泡剤など、消火剤である。化学的に安定した物質であるため直接人体に影響はないが、成層圏まで上昇するとオゾン層を破壊する。このため、地表に達する短い波長の有害な赤外線が増え皮膚がんの増加、地球の温度を上昇させる温室効果など、地球的規模での異常気象や生態系への影響が心配されている。

※ 『廃掃法改正に伴うリサイクル事業技術開発研修会』7.6.29

去る、平成7年6月29日に全国初の廃車処理に伴う『廃掃法改正リサイクル事業技術開発研究会』を四団体で札幌市内のホテルで開催する。

社団法人日本鉄リサイクル工業会北海道支部
 北海道自動車処理協会
 札幌地区自動車解体処理協同組合
 旭川地区自動車解体処理協同組合

1. 司 会	社団法人日本鉄リサイクル工業会北海道支部	事務局長 服部 隆志
1. 開会のことば	札幌地区自動車解体処理協同組合	理事長 南 可昭
1. 四団体代表挨拶	社団法人日本鉄リサイクル工業会北海道支部	支部長 杉山 修
1. 四団体代表挨拶	北海道自動車処理協会	会 長 工藤 洋行
1. 講師ご紹介	本條厚生省産業廃棄物課室長	
1.	谷原経産省基礎産業局鉄鋼業務係長	
1.	木幡北海道環境生活部廃棄物指導係長	
1. ご 来 賓	北海道経産局・北海道環境生活部・北海道商工部	
1. 質疑応答	社団法人日本鉄リサイクル工業会	専門委員 高橋 征
1. 閉会のことば	旭川地区自動車解体処理協同組合	理事長 田村 嘉久

厚生省・通産省・北海道の産業廃棄物短等者を講師に招いて実施した。廃自動車が、今後、有価物から廃掃法施行令により、産業廃棄物に移行することに備え、研修会を企画した。

シュレッダー業・自動車解体及び中古部品販売業界等から55人ほか、地元関係行政から参加もあり、廃掃法について、厚生省生活衛生局、本條産業廃棄物室長補佐・通商産業省基礎産業局鉄鋼業務課、谷原料係長・北海道保健環境部、木幡廃棄物係長ら6人の講師して、3時間にわたり、「シュレッダー処理される自動車及び電気機械器具等の事前選別ガイドラインについて(7.6.27衛産第55号各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部局長あて)」説明があった。

その他で質疑応答が行われた。今後、札幌地区自動車解体処理協同組合として、マニュアル等に明記している要項に沿って、「産業廃棄物収集運搬業(積換え保管場所含む)」許可申請を速やかに実行する。



(主催者代表、杉山鉄リサイクル北海道支部長)



(技術開発研修会風景)

※ 『(札解協) 活路開拓ビジョン調査事業』 7.11.12

日本の戦後の復興を支えたのは、自動車産業にあるといっても過言ではない。今や、自動車は我々の日常生活には無くてはならない必需品となっている。だが、この素晴らしい乗り物は増加をするにつれ、環境問題等が急速に発生し社会的問題を引き起こしている。

特に、首都圏では、大気汚染で住民生活に支障を来している。自動車解体業が扱う廃自動車の資格等については、現時点では古物商の許可が必要のみである。ここ数年から各業界で廃棄物処理問題がとりただされている。自動車リサイクル法の制定、再生資源利用法の改正案と世界的に資源の崩壊、環境破壊が進み、それに伴い地球の温暖化・オゾン層の破壊等が起きている。自動車解体業においては、いわゆる(A S R)フロンガス及び廃バッテリー(液 / 鉛)・クーラン液の垂れ流し、更に、廃タイヤ処理と多くの産業廃棄物を処理しなければならない。

従来の無責任な解体行為では、将来的に持続不可能であることを踏まえ、北海道中小企業団体中央会より補助を受け、先進的事業を行っている実態調査及び参考資料・意見交換等を行い健全事業に取り組むことと致しました。視察スケジュールは、11月12日愛知県豊田メタル工場(月間2000台の処理を行い、A S Rのリサイクル率を上げるため研究等を積極的に行っている)13日は、自動車中古部品業である伏見技研並びにビックウェーブ商品化センターを見学した。

活路開拓ビジョン調査事業

この度、組合活動を積極的にすすめるために、国と北海道の補助事業であります、活路開拓ビジョン調査事業を北海道中小企業団体中央会より補助を受け実施し、先進地の実態調査及び参考資料・意見等頂き、皆様方のご協力をえて、ここに報告書を作成致しました。

おわりに、本調査研究事業実施にあたり、ご協力を頂きました関係各位に対し深く感謝の意を表す次第であります。

札解協・先進地視察研究旅行スケジュール

平成7年11月12日(日)～14日(火)訪問先 名古屋方面

集合時間 11:00(新千歳空港全日空団体カウンター)

組合のジャンバを持参すること

1日目	新千歳空港 12:00発 名古屋空港より、ジャンボタクシーにて名古屋城・徳川美術館見学 宿泊先 名古屋東急ホテル 電話052-251-2411	名古屋空港 13:45着
2日目	東急ホテル発 8:00発 トヨタ自動車工業・トヨタメタル見学 宿泊先 名古屋東急ホテル	東急ホテル着 17:00着

3日目	東急ホテル発	名古屋空港
	9:00発	16:00着
	伏見技研・BIG商品化センター見学	
	名古屋空港発	新千歳空港着
	17:45発	19:20着

参加組合員名簿

伊丹車輛〔株〕 石上車輛〔株〕 〔株〕オートパーツ三伸 〔有〕キクチ商会
 〔有〕近藤車輛 〔有〕駒里サルベージ 〔有〕金田商店 〔株〕協栄車輛
 〔有〕田中商会 〔株〕第一興業 〔株〕鶴岡車輛 〔有〕中川車輛 〔有〕南商会
 〔有〕山田車輛 14社



(豊田メタル工場にて説明を受ける)



(プレスされた廃車ガラ)



(伏見技研においてエンジンテストの作業見学)



(自動倉庫を見学)

京都議定書

平成9年(1997)年12月に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)において、二酸化炭素など温室効果ガス排出の先進国の削減目標として採択されたもの。削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種と定め、削減率は先進国全体で総排出量の1990年基準比で少なくとも5パーセント以上、かつ国別にそれぞれ具体的な数値を割り当て、これを2008年から2012年にかけて達成すべき課すとともに、京都メカニズムが導入された。平成17年(2005)年2月発効。

※ 『北海道自動車処理協同組合設立総会』8.5.24

平成6年9月〔株〕札幌パーツ代表取締役工藤洋行氏を会長として、北海道自動車処理協会を発足、同業者の社会的責任と自動車解体業の使命を明確に、行政ならび排出団体等に組織としての廃車処理を受けることを目的に協会を設立、1年半において当初の目的を達成したことを踏まえ、時期早々との意見が上がったが、更なる飛躍団体として、平成8年5月、責任団体から法人組織「北海道自動車処理協同組合」に移行した。

組合の趣旨

当時の自動車解体業界は鉄、非鉄等の大暴落、又、それに伴う逆有償問題や、フロン・廃タイヤ・廃バッテリー・シュレッダーダスト等、大気汚染、環境破壊問題と次々提起される課題に勝手ない重大な局面に立たされました。この様な状況の中で、いかに自動車解体業界者として生き残り、諸問題を考えたときに、我々、個々の業者の力は弱く、頼り無いものであることから大同団結を視野に組合組織に移行しました。



北海道自動車処理協同組合会員之章



(北海道自動車処理協同組合、初代理事)



(工藤洋行北海道自動車処理協会会長より協同組合移行に関する挨拶)



(南可昭北海道自動車処理協同組合理事長より抱負を挨拶)



(来賓および全国業界代表者に挨拶する南可昭理事長)



(酒井清行首都圏会長より祝辞を受ける)



(近藤港ビッグウェーブ会長より祝辞を受ける)

京都メカニズム

京都議定書において導入された。国際的に協調して目標を達成するための仕組み。「排出量引取」、
「共同実施」、「クリーン開発メカニズム」のこと。

京都クリーン開発メカニズム(CDM)

京都メカニズムの1つ。先進国が途上国において実施した温室効果ガスの排出削減事業から生じる
削減分を獲得し、自国の削減目標の達成に利用することができる制度。

北海道自動車処理協同組合
平成 22 年度理事

役員名及び組合員

理 事 長	〔株〕南 商 会	取締役会長	南 可昭
副理事長	伊丹 車輛〔株〕	取締役会長	伊丹 伊平
副理事長(災害対策委員長兼任)	〔株〕協栄 車輛	代表取締役	佐藤 正良
専務理事	石上 車輛〔株〕	代表取締役	石上 剛
常務理事	〔有〕田中 商会	代表取締役	田中 陽一
常務理事	〔株〕オートパーツ三伸	代表取締役	佐々木 力
相 談 役	〔株〕札幌パーツ	取締役会長	工藤 洋行
理 事(総務部長)	〔株〕スーパーライン北翔	代表取締役	清水 誓幸
理 事(札幌西支部長)	〔株〕ライラック車輛	代表取締役	水城 英寛
理 事(札幌東支部長)	〔株〕青木 商会	取締役専務	高森 翼
理 事(空知支部長)	〔有〕中川車輛商会	代表取締役	中川 浩兵
理 事(室蘭支部長)	大東開発〔株〕ビーグル	営業所長	三浦 大介
理 事(旭川支部長)	旭栄解体部品〔株〕	代表取締役	谷口 徹
理 事(旭川副支部長)	トヨペット商事〔株〕	センター長	佐藤 澄雄
理 事(函館支部長)	〔有〕二協自動車商会	代表取締役	吉岡 利典
理 事(釧路支部長)	〔株〕高橋 商会	代表取締役	高橋 敏
理 事(帯広支部長)	〔株〕金太郎部品	代表取締役	北島 清美
理 事(北見支部長)	〔有〕北光 興産	取締役専務	幸田 栄治
会計監査	〔有〕近 藤車輛	代表取締役	近藤 高志
会計監査	〔株〕富士 商会	取締役部長	工藤 功
事 務 員			大坪 操

事務局 札幌市白石区菊水元町 1 条 2 丁目 2 番 6 号
電 話 011-871-8777 F A X 011-871-8711

札幌西支部 支部長 (株)ライラック車輛 代表取締役 水城 英寛

NO1-1

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号	引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
有限会社 近藤車輛 代表取締役 近藤 高志	001-0934 札幌市北区新川西4条3丁目1番1号	(T)011-765-4660 (F)011-765-4661	北海道 【引取業】 20011002324 【回収業】 20012002324 【解体業】 20013002324	監査役
株式会社 札幌パーツ 代表取締役 大熊 薫	007-0890 札幌市東区中沼町6番地184	(T)011-790-1000 (F)011-790-3000	札幌市 【引取業】 20511000001 【回収業】 20512000001 【解体業】 20513000001	相談役 会長 工藤洋行
有限会社 佐藤車輛 代表取締役 佐藤 文雄	061-3261 石狩市花川東1条2丁目2番地	(T)0133-74-3804 (F)0133-74-3804	北海道 【引取業】 20011000138 【回収業】 20012000138 【解体業】 20013000138	
セイセイ産業 有限会社 代表取締役 本郷 公章	065-0026 札幌市東区北26条東19丁目1番4号	(T)011-782-1836 (F)011-782-6845	札幌市 【引取業】 20511000050 【回収業】 20512000050 【解体業】 20513000050	
有限会社 そでむらレッカー 代表取締役 袖村 昌史	006-0034 札幌市手稲区稲穂4条4丁目18番18号	(T)011-682-9721 (F)011-682-9712	札幌市 【引取業】 20511000026 【回収業】 20512000026 【解体業】 20513000026	
株式会社 鶴岡車輛 代表取締役 鶴岡 敏雄	063-0033 札幌市西区西野3条10丁目1番1号	(T)011-663-9889 (F)011-664-1131	北海道 【引取業】 20011000063 【回収業】 20012000063 【解体業】 20013000063	
株式会社 富士商会 所長 工藤 功	002-8054 札幌市北区篠路町拓北11番7号	(T)011-774-4811 (F)011-774-8418	札幌市 【引取業】 20511000008 【回収業】 20512000008 【解体業】 20513000008	監査役
有限会社 ワイエス山田車輛 代表取締役 山田 真一	007-0820 札幌市東区東雁来町358番90号	(T)011-791-7581 (F)011-790-2117	札幌市 【引取業】 20511000074 【回収業】 20512000074 【解体業】 20513000074	
株式会社 ライラック車輛 代表取締役 水城 英寛	061-3241 石狩市新港西3丁目737番地	(T)0133-73-7100 (F)0133-73-7509	北海道 【引取業】 20011001142 【回収業】 20012001142 【解体業】 20013001142 【破碎業】 20014001142	支部長
有限会社 ワールドオートパーツ 代表取締役 木村 良二	061-3251 石狩市樽川336番地3	(T)0133-72-3688 (F)0133-72-3689	北海道 【引取業】 20011000137 【回収業】 20012000137 【解体業】 20013000137	
有限会社 余市パーツ 代表取締役 杉 渕 裕行	046-0023 余市郡余市町梅川町467番地1	(T)0135-23-6565 (F)0135-23-8383	北海道 【引取業】 20011000022 【回収業】 20012000022 【解体業】 20013000022	
澤 井 解 体 代表取締役 澤 井 清	048-2335 余市郡仁木町銀山1丁目765番地	(T)0135-33-5474 (F)0135-33-5475	北海道 【引取業】 20011000128 【回収業】 20012000128 【解体業】 20013000128	
有限会社 アイワ車輛 代表取締役 太田 耕二	047-0261 小樽市銭函3丁目509番1号	(T)0134-61-7150 (F)0134-61-7151	札幌市 【引取業】 20511000025 【回収業】 20512000025 【解体業】 20513000025	
株式会社 ティー・エムカンパニー 代表取締役 川端 隆利	006-0860 札幌市手稲区手稲山口291番地	(T)011-686-2111 (F)011-686-2112	札幌市 【引取業】 20511000600 【回収業】 20512000600 【解体業】 20513000480	

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号	引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
株式会社 マテック 研ELV 代表取締役 杉山 博康	061-3244 石狩市新港南1丁目2番地61	(T)0133-60-2200 (F)0133-60-2255	北海道 【引取業】 20011000012 【回収業】 20012000012 【解体業】 20013000012 【破碎業】 20016000012	
株式会社 鈴木 商会 代表取締役 駒谷 嘉一	060-0003 札幌市中央区北3条西4丁目1番地1 日本生命札幌ビル	(T)011-280-1281 (F)011-280-8900	北海道 【引取業】 20011000050 【回収業】 20012000050 【解体業】 20013000050 【破碎業】 20016000050	

北自協(組合員及び賛助会員名簿)は下記の北自協ホームページより記載しました。

ホーム ページアドレス

<http://www15.ocn.jp/~had>

メール アドレス

hokujikyo@tiara.ocn.ne.jp

一度、アクセスして下さい。

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号		引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
有限会社 オトワタナベ商会 代表取締役 渡辺 政則	003-0859 札幌市白石区川北2293番地21号	(T)011-871-2609 (F)011-879-2047	札幌市	【引取業】 20511000017 【回収業】 20512000017 【解体業】 20513000017	
株式会社 協栄車輛 代表取締役 佐藤 正良	003-0849 札幌市白石区北郷2405番地25	(T)011-875-7977 (F)011-875-7942	札幌市	【引取業】 20511000006 【回収業】 20512000006 【解体業】 20513000006	副理事長
共栄車輛商会 代表 平尾 孝美	003-0876 札幌市白石区東米里2160番27号	(T)011-872-5145 (F)011-872-5147	札幌市	【引取業】 20511000462 【回収業】 【解体業】 レッカー業	
有限会社 佐々木商会 代表取締役 佐々木 専一	003-0859 札幌市白石区川北2256-53	(T)011-874-9696 (F)011-874-9697	札幌市	【引取業】 20511000007 【回収業】 20512000007 【解体業】 20513000007	
株式会社 高橋溶接工業所 代表取締役 高橋 通	007-0820 札幌市東区東雁来町262番136	(T)011-875-2152 (F)011-875-2153	札幌市	【引取業】 20511000067 【回収業】 20512000067 【解体業】 20513000067	
有限会社 丸一田中商会 代表取締役 田中 陽一	004-0839 札幌市清田区真栄648番地1号	(T)011-881-6031 (F)011-883-7903	札幌市	【引取業】 20511000038 【回収業】 20512000038 【解体業】 20513000038	常務理事
株式会社 南 商会 代表取締役 南 竜也	004-0821 札幌市清田区有明340番5号	(T)011-882-1770 (F)011-884-3804	札幌市	【引取業】 20511000040 【回収業】 20512000040 【解体業】 20513000040	理事長 会長 前 可昭
森下自動車 株式会社 代表取締役 森下 英男	003-0869 札幌市白石区川下770番地32	(T)011-874-8625 (F)011-871-7535	札幌市	【引取業】 20511000044 【回収業】 20512000044 【解体業】 20513000044	
株式会社 米田自動車商会 代表取締役 渡邊 翼	003-0876 札幌市白石区東米里2109番70	(T)011-871-2888 (F)011-871-7744	札幌市	【引取業】 20511000051 【回収業】 20512000051 【解体業】 20513000051	
メンテナンスモーター 有限会社 代表取締役 八柳 幸喜	003-0021 札幌市白石区栄通15丁目4番16号	(T)011-854-3913 (F)011-854-5478	札幌市	【引取業】 【回収業】 【解体業】 再生部品販売業	
株式会社 青木商会 代表取締役 青木 武	003-0838 札幌市白石区菊水元町7条4丁目4番14号	(T)011-871-3057 (F)011-874-1235	札幌市	【引取業】 20511000844 【回収業】 20512000844 【解体業】 20513000844	支部長 取締役 高森 翼
株式会社 ライズコーポレーション 代表取締役 高田 芳夫	004-0069 札幌市厚別区厚別町山本1066番384	(T)011-802-2121 (F)011-802-2127	札幌市	【引取業】 20511000159 【回収業】 20512000159 【解体業】 20513000159	
有限会社 佐藤自動車商会 代表取締役 佐藤 孝志	003-0869 札幌市白石区川下2067番8号	(T)011-872-1918 (F)011-874-8338	札幌市	【引取業】 20511000002 【回収業】 20512000002 【解体業】 20513000002	

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号		引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
有限会社 磯貝商会 代表取締役 磯貝 武夫	067-0052 江別市角山63番地	(T)011-384-5455 (F)011-384-1506	北海道	【引取業】 20011000033 【回収業】 20012000033 【解体業】 20013000033	
株式会社 井上車輛 代表取締役 井上 真一	067-0052 江別市角山215番地68	(T)011-389-3733 (F)011-382-4610	北海道	【引取業】 20011000115 【回収業】 20012000115 【解体業】 20013000115	
有限会社 遠度中古車輛部品 代表取締役 遠度 春義	073-0101 砂川市空知太東1条7丁目1番27号	(T)0125-53-2155 (F)0125-56-2136	北海道	【引取業】 20011000024 【回収業】 20012000024 【解体業】 20013000024	
株式会社 オートパーツ三伸 代表取締役 佐々木 力	069-0822 江別市東野幌731番地30	(T)011-381-7000 (F)011-380-2421	北海道	【引取業】 20011000021 【回収業】 20012000021 【解体業】 20013000021	常務理事
有限会社 中川車輛商会 代表取締役 中川 浩兵	067-0051 江別市工栄町21番地30	(T)011-383-8552 (F)011-383-3667	北海道	【引取業】 20011000120 【回収業】 20012000120 【解体業】 20013000120	支部長
中島自動車販売 株式会社 代表取締役 中島 邦雄	067-0052 江別市角山450番地3	(T)011-385-3939 (F)011-385-2376	北海道	【引取業】 20011000234 【回収業】 20012000234 【解体業】 20013000234	
有限会社 北海パーツ 代表取締役 元木 泉	073-0161 砂川市西1条北22丁目1番5号	(T)0125-53-2625 (F)0125-56-2131	北海道	【引取業】 20011000023 【回収業】 20012000023 【解体業】 20013000023	相談役
有限会社 産興商事 代表取締役 廣川 尚枝	068-2161 三笠市本郷町685番地	(T)01267-2-7000 (F)01267-2-7013	北海道	【引取業】 20011000118 【回収業】 20012000118 【解体業】 20013000118	
有限会社 シミズコーポレーション 代表取締役 清水 都仕一	067-0025 江別市あけぼの町39番地11	(T)011-385-8383 (F)011-385-8384	北海道	【引取業】 20011000052 【回収業】 20012000052 【解体業】 20013000052	
有限会社 プロス 代表取締役 上田 秀徳	067-0022 江別市江別太403番地1	(T)011-389-6650 (F)011-389-6651	北海道	【引取業】 20011000140 【回収業】 20012000140 【解体業】 20013000140	
株式会社 前川金属車輛 代表取締役 前川 忠一	068-0825 岩見沢市日の出町615番地8	(T)0126-23-2877 (F)0126-31-4243	北海道	【引取業】 20011000086 【回収業】 20012000086 【解体業】 20013000086 【破碎業】 20014000086	
株式会社 スーパーライン北翔 代表取締役 清水 誓幸	067-0022 江別市江別太305番地15	(T)011-384-6955 (F)011-380-2055	北海道	【引取業】 20011000097 【回収業】 20012000097 【解体業】 20013000097	総務部長
有限会社 オートパーツインターナショナル 代表取締役 マケロイ・ジェリッド・エリック	068-2165 三笠市岡山178番地9	(T)01267-4-2507 (F)01267-4-2500	北海道	【引取業】 20011001222 【回収業】 20012001222 【解体業】 20013001222	

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号		引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
有限会社 会田車輛 代表取締役 会田 隆	061-1264 北広島市輪厚706番地5	(T)011-377-4832 (F)011-370-3036	北海道	【引取業】 20011000011 【回収業】 20012000011 【解体業】 20013000011	
石上車輛株式会社 代表取締役 石上 剛	062-0052 札幌市豊平区月寒東2条10丁目4番17号 061-1364 恵庭市下島松801番地3	(T)011-853-0424 (F)011-854-0986 (T)0123-37-0555 (F)0123-37-0550	北海道	【引取業】 20011000114 【回収業】 20012000114 【解体業】 20013000114 【破碎業】 20014000114	専務理事
丸刈伊丹車輛株式会社 代表取締役 伊丹 和雄	003-0821 札幌市菊水元町1条2丁目2番6号 061-1264 北広島市輪厚630	(T)011-871-2580 (F)011-872-8111 (T)011-376-3600 (F)011-370-3755	北海道	【引取業】 20011000006 【回収業】 20012000006 【解体業】 20013000006 【破碎業】 20014000006	副理事長 会長 伊丹伊平
株式会社 ケーエー車輛 代表取締役 阿部 賢二	061-1270 北広島市大曲804番地37号	(T)011-377-5577 (F)011-370-3031	北海道	【引取業】 20011000087 【回収業】 20012000087 【解体業】 20013000087	
有限会社 駒里サルバージュ 代表取締役 角田 寛	066-0011 千歳市駒里946番地23号	(T)0123-26-1619 (F)0123-26-1634	北海道	【引取業】 20011000010 【回収業】 20012000010 【解体業】 20013000010	
株式会社 ウイング 代表取締役 増田 義夫	061-1270 北広島市大曲456番地8号	(T)011-376-3915 (F)011-377-5970	北海道	【引取業】 20011000076 【回収業】 20012000076 【解体業】 20013000076	
合資会社 山本商会 代表取締役 倉知 良幸	061-1267 北広島市仁別162番地	(T)011-377-7726 (F)011-377-7728	北海道	【引取業】 20011000037 【回収業】 20012000037 【解体業】 20013000037	
北光自動車工業株式会社 代表取締役 斎藤不二夫	061-1154 北広島市南の里114番地3	(T)011-373-5255 (F)011-373-3449	北海道	【引取業】 20011000053 【回収業】 20012000053 【解体業】 20013000053	
有限会社 樽前商会 代表取締役 矢田 義雄	059-1275 苫小牧市錦岡79番地	(T)0144-67-0201 (F)0144-61-2011	北海道	【引取業】 20011000117 【回収業】 20012000117 【解体業】 20013000117 【破碎業】 20014000117	
有限会社 チバ 代表取締役 千葉 茂樹	050-0053 室蘭市神代町12番地3	(T)0143-45-6111 (F)0143-45-6177	北海道	【引取業】 20011000018 【回収業】 20012000018 【解体業】 20013000018	
有限会社 ミヤタ産業 代表取締役 赤田 強	059-2401 新冠郡新冠町本町99番地1号	(T)01464-7-3838 (F)01464-5-7991	北海道	【引取業】 20011000073 【回収業】 20012000073 【解体業】 20013000073	
株式会社 津山金属 代表取締役 津山 茂	056-0019 静内郡静内町青柳町3丁目3番1号	(T)01464-2-0155 (F)01464-2-0331	北海道	【引取業】 20011000139 【回収業】 20012000139 【解体業】 20013000139 【破碎業】 20014000139	
大東開発(株)ピークル 営業所長 三浦大介	059-1365 苫小牧市字植苗166番地3	(T)0144-51-8008 (F)0144-51-8055	北海道	【引取業】 20011000089 【回収業】 20012000089 【解体業】 20013000089	支部長
有限会社 澤田事務所 代表取締役 澤田 幸夫	059-1364 苫小牧市沼の端42番地11	(替)090-3779-4558 (F)0144-52-5522	北海道	【引取業】 【回収業】 【解体業】	

法人名・代表者名	住 所	T E L 番 号 F A X 番 号		引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
岡谷エコ・アソート(株) 代表取締役 大西 隆明	059-1372 苫小牧市勇払265番地27	(T)0144-56-1800 (F)0144-56-1264	北海道	【引取業】 20011000020 【回収業】 20012000020 【解体業】 20013000020	

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号	引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	備考
有限会社 アイエイシー商事 代表取締役 江口 倫正	071-8138 旭川市末広町8条9丁目5291-23	(T)0166-54-5568 (F)0166-59-2255	旭川市 【引取業】 20501040027 【回収業】 20502040027 【解体業】 20503040027 【破碎業】 20504040027	
有限会社 オートショップ・トシ 代表取締役 伊原 鐘一	097-0015 稚内市朝日1丁目4番11号	(T)0162-33-2402 (F)0162-33-2406	北海道 【引取業】 20011000091 【回収業】 20012000091 【解体業】 20013000091 【破碎業】 20014000091	
有限会社 オートパーツ長谷山 代表取締役 稲葉 徹	078-8381 旭川市西神楽1線15号359-1	(T)0166-75-4802 (F)0166-68-3020	旭川市 【引取業】 20501040007 【回収業】 20502040007 【解体業】 20503040007	
有限会社 幸正 菅野商会 代表取締役 菅野 純一	078-8382 旭川市西神楽2線18号349-16	(T)0166-75-4559 (F)0166-75-3779	旭川市 【引取業】 20501040026 【回収業】 20502040026 【解体業】 20503040026	
有限会社 菅野商事 代表取締役 菅野 勉	079-8431 旭川市永山町9丁目11番地2	(T)0166-47-7126 (F)0166-49-2045	旭川市 【引取業】 20501040006 【回収業】 20502040006 【解体業】 20503040006	副支部長 常務取締役 菅野康博
株式会社 辻 商会 代表取締役 高橋 忠一	079-8431 旭川市永山町11丁目30番地2	(T)0166-47-2771 (F)0166-49-2020	北海道 【引取業】 20011000005 【回収業】 20012000005 【解体業】 20013000005 【破碎業】 20014000005	
旭川トヨペット商事 株式会社 代表取締役 吉田 裕	070-8021 旭川市神居町忠和232番地2	(T)0166-62-8266 (F)0166-69-2153	旭川市 【引取業】 20501040017 【回収業】 20502040017 【解体業】 20503040017	
中野 商 会 代 表 中野 俊雄	078-2111 雨竜郡秩父別町南1条東2丁目	(T)0164-33-3768 (F)0164-33-3125	北海道 【引取業】 20011000015 【回収業】 20012000015 【解体業】 20013000015	
中 林 商 店 代 表 中林 利信	071-8151 旭川市東鷹栖1線11号	(T)0166-57-8165 (F)0166-57-9195	旭川市 【引取業】 20501040013 【回収業】 20502040013 【解体業】 20503040013	
有限会社 永山商事 代表取締役 藤森 隆憲	079-8431 旭川市永山町9丁目7番地15	(T)0166-48-0656 (F)0166-49-2341	旭川市 【引取業】 20501040014 【回収業】 20502040014 【解体業】 20503040014	
西岡自動車商会 代 表 西岡 正明	098-5953 枝幸郡枝幸町字風烈布808-1	(T)0163-66-1117 (F)0163-66-1118	北海道 【引取業】 20011000181 【回収業】 20012000181 【解体業】 20013000181	
有限会社 まるふく 八田商会 代表取締役 八田 良一	098-0333 上川郡剣淵町元町1番2号	(T)0165-34-2457 (F)0165-34-2636	北海道 【引取業】 20011000084 【回収業】 20012000084 【解体業】 20013000084	

旭川支部

NO5-2

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号		引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
株式会社 丸金 金田商店 代表取締役 金田 和 鐘	071-8112 旭川市東鷹栖東2条2丁目	(T)0166-57-3355 (F)0166-57-3398	旭川市	【引取業】 20501040005 【回収業】 20502040005 【解体業】 20503040005 【破碎業】 20504040005	
旭栄解体部品 株式会社 代表取締役 谷口 徹	078-8340 旭川市東旭川町共栄124番地	(T)0166-31-8725 (F)0166-31-8727	旭川市	【引取業】 20501040021 【回収業】 20502040021 【解体業】 20503040021	支部長
有限会社 中古部品センター 代表取締役 外山 正 樹	071-8151 旭川市東鷹栖4線10号10番地4	(T)0166-57-0087 (F)0166-58-7087	旭川市	【引取業】 20501040009 【回収業】 20502040009 【解体業】 20503040009	
スクラップの小林 代 表 小林 正 明	071-8151 旭川市東鷹栖1線11号	(T)0166-58-7777 (F)0166-58-7778	旭川市	【引取業】 20501040002 【回収業】 20502040002 【解体業】 20503040002	

旭川支部 社

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号	引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	備考
株式会社 アシストフクダ 代表取締役 福田 健志	041-0824 函館市西桔梗町818番地17	(T)0138-48-2000 (F)0138-48-2525	函館市 【引取業】 20521000016 【回収業】 20522000016 【解体業】 20523000016	
株式会社 カーリサイクルシステム 代表取締役 奥山 義則	041-0824 函館市西桔梗町246番地34	(T)0138-49-4002 (F)0138-49-0035	函館市 【引取業】 20521000004 【回収業】 20522000004 【解体業】 20523000004	
株式会社 三晃商会 代表取締役 三浦 勲	042-0932 函館市湯の川293番地9	(T)0138-57-8673 (F)0138-36-2082	函館市 【引取業】 20521000012 【回収業】 20522000012 【解体業】 20523000012	
株式会社 タイヨー自動車 代表取締役 水口 太	041-0824 函館市西桔梗町555番地9	(T)0138-49-4467 (F)0138-48-2076	函館市 【引取業】 20521000002 【回収業】 20522000002 【解体業】 20523000002 【解体業】 20524000002	
田村自動車商会 代表 田村 真悦	041-0812 函館市昭和町8番地3	(T)0138-41-9930 (F)0138-42-4706	函館市 【引取業】 20521000005 【回収業】 20522000005 【解体業】 20523000005	
株式会社 二協自動車商会 代表取締役 吉岡 利典	041-0824 函館市西桔梗町862番地9	(T)0138-49-9340 (F)0138-48-2043	函館市 【引取業】 20521000003 【回収業】 20522000003 【解体業】 20523000003	支部長
株式会社 北日本山勝 代表取締役 柏倉 正	042-0932 函館市湯川町3丁目10番10号	(T)0138-50-5525 (F)0138-50-4374	函館市 【引取業】 20521000069 【回収業】 20522000069 【解体業】 20523000069	
株式会社 クログリサイクル 代表取締役 佐野 文勝	041-0824 函館市西桔梗町246番地27	(T)0138-49-8880 (F)0138-49-8960	函館市 【引取業】 20521000129 【回収業】 20522000129 【解体業】 20523000129	

釧路支部 支部長 (株)高橋商会 代表取締役 高橋 敏

NO7

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号		引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
株式会社 高橋 商会 代表取締役 高橋 敏	088-0613 釧路郡釧路町若葉2丁目19番	(T)0154-37-8456 (F)0154-39-2015	北海道	【引取業】 20011000098 【回収業】 20012000098 【解体業】 20013000098 【破碎業】 20014000098	支部長
山 森 商 店 代 表 山森 恒男	086-1271 標津郡中標津町武佐1513番地3	(T)01537-4-2063 (F)01537-4-2066	北海道	【引取業】 20011000388 【回収業】 20012000388 【解体業】 20013000388	
有限会社 北原 商会 代表取締役 北原 文雄	088-0603 釧路郡釧路町別保原野南25線45番1	(T)0154-40-2600 (F)0154-40-5012	北海道	【引取業】 20011000065 【回収業】 20012000065 【解体業】 20013000065	
釧路オートリサイクル 株式会社 代表取締役 菊地 靖則	084-0925 釧路市新野24番地1084	(T)0154-57-3718 (F)0154-57-3739	北海道	【引取業】 20011002092 【回収業】 20012001506 【解体業】 20013001506	

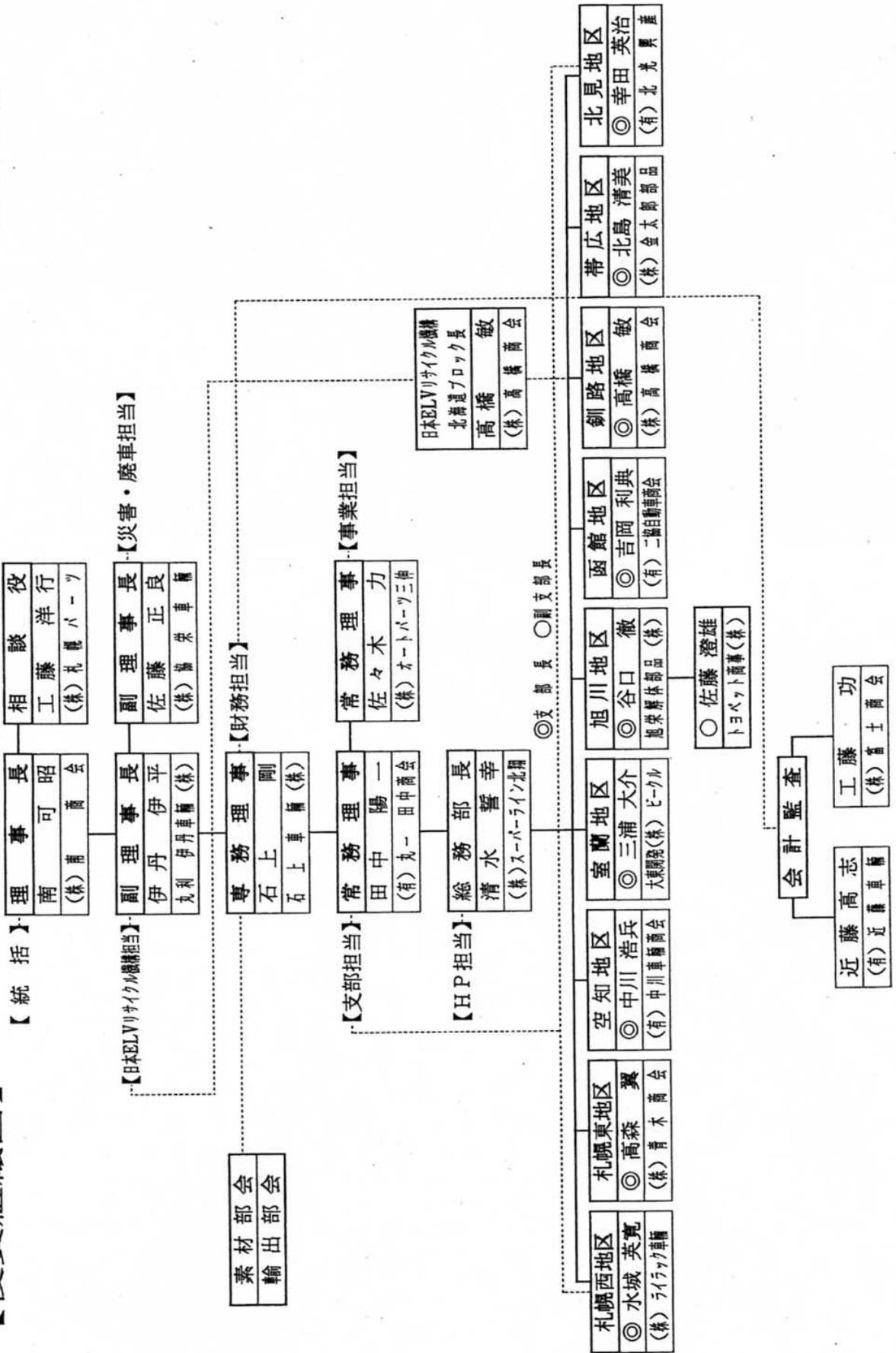
釧路支部 社

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号		引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
有限会社 尾畑商会 代表取締役 尾畑 雄司	080-2460 帯広市西20条北2丁目27番3号	(T)0155-33-3900 (F)0155-33-8110	北海道	【引取業】 20011000127 【回収業】 20012000127 【解体業】 20013000127	
株式会社 金太郎部品 代表取締役 北島 清美	080-2460 帯広市西20条北2丁目22番	(T)0155-41-2981 (F)0155-41-2005	北海道	【引取業】 20011000009 【回収業】 20012000009 【解体業】 20013000009	支部長
株式会社 日興商会 代表取締役 浜田 泰臣	080-2459 帯広市西19条北1丁目2番4号	(T)0155-33-3266 (F)0155-38-2345	北海道	【引取業】 20011000001 【回収業】 20012000001 【解体業】 20013000001 【破碎業】 20014000001	
有限会社 ランドマークスリースリー 代表取締役 小野寺 与四雄	080-0012 帯広市西2条南33丁目20番地	(T)0155-48-4616 (F)0155-48-4619	北海道	【引取業】 20011000295 【回収業】 20012000295 【解体業】 レッカー業	
有限会社 オカダオートパーツ 代表取締役 岡田 清	082-0004 河西郡芽室町東芽室北1線6-25	(T)0155-62-6833 (F)0155-62-7428	北海道	【引取業】 20011000211 【回収業】 20012000209 【解体業】 20013000211 【破碎業】 20014000211	
有限会社 タ ナ ベ 代表取締役 田邊 宏	080-2463 帯広市西23条北4丁目1番地2	(T)0155-67-1123 (F)0155-67-1124	北海道	【引取業】 20011000136 【回収業】 20012000136 【解体業】 20013000136	

帯広支部 社

法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号	引取・回収業者登録 解体(破碎)業許可	概要
有限会社 石川車輛商会 代表取締役 石川 昭幸	099-0878 北見市東相の内959番地4号	(T)0157-36-4188 (F)0157-66-5060	北海道 【引取業】 20011000131 【回収業】 20012000131 【解体業】 20013000131 【破碎業】 20014000131	
株式会社 北見車輛部品センター 代表取締役 渡辺 洋	099-1583 北見市北上348番1号	(T)0157-38-2100 (F)0157-39-3822	北海道 【引取業】 20011000003 【回収業】 20012000003 【解体業】 20013000003	
道東車輛解体 代表 田中 定雄	099-3603 斜里郡小清水町泉3	(T)0152-62-3438 (F)0152-62-4262	北海道 【引取業】 20011000231 【回収業】 20012000231 【解体業】 20013000231 【破碎業】 20014000231	
株式会社 日北自動車 代表取締役 植田 正	090-0008 北見市大正204番地1	(T)0157-36-9155 (F)0157-66-4050	北海道 【引取業】 20011000083 【回収業】 20012000083 【解体業】 20013000083 【破碎業】 20014000083	
有限会社 北光興産 代表取締役 幸田 稔	092-0017 網走郡美幌町字報徳67番地15	(T)01527-3-2134 (F)01527-3-1265	北海道 【引取業】 20011000026 【回収業】 20012000026 【解体業】 20013000026 【破碎業】 20014000026	支部長 専務 幸田英治
株式会社 北光車輛解体 代表取締役 佐々木 茂	090-0816 北見市花園613番地	(T)0157-24-7117 (F)0157-25-6865	北海道 【引取業】 20011001806 【回収業】 20012001806 【解体業】 20013001806 【破碎業】 20014001806	
株式会社 クリーンエコティック 代表取締役 七夕 和繁	093-0131 網走市能取港町2丁目3番地9	(T)0152-47-1400 (F)0152-47-1477	北海道 【引取業】 20011002153 【回収業】 20012002153 【解体業】 20013002153	
株式会社 ボールド 代表取締役 岡崎 豊	099-0878 北見市東相内町664番地2	(T)0157-66-5775 (F)0157-66-5665	北海道 【引取業】 20011001052 【回収業】 20012001052 【解体業】 20013001052	

【役員系組織図】



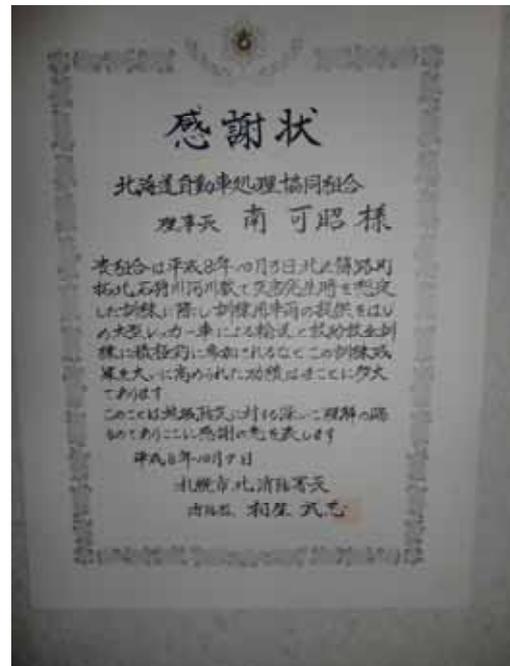
	法人名・代表者名	住 所	T E L 番号 F A X 番号	産業廃棄物許可番号	
札幌	株式会社 丸恵 原田商会 代表取締役 清水 恵	004-0802 札幌市清田区里塚2条7丁目2番20号	(T)011-881-5963 (F)011-885-5963	廃車回収業	
札幌	豊通リサイクル 株式会社 所 長 小島 勲	007-0820 札幌市東区東雁来6条2丁目5番7号	(T)011-784-5107 (F)011-784-5108	廃車処理機器販売業	
札幌	株式会社 宮田自動車商会 代表取締役 宮田 泰	060-0031 札幌市中央区北1条東11丁目22	(T)011-261-3451 (F)011-242-1241	自動車部品及び 機器販売業	
札幌	日産部品札幌販売(株) 代表取締役 河本 博	003-0027 札幌市白石区本通9丁目北4-45	(T)011-865-1182 (F)011-861-1339	自動車部品販売業	
札幌	株式会社 ケイアイ 代表取締役 飯島 圭司	061-1102 北広島市西の里361-3	(T)011-375-5522 (F)011-801-1814	廃タイヤ回収処理業 業許可取得済	
旭川	株式会社 サンシン旭川スクラップ 代表取締役 山村 隆	079-8431 旭川市永山町11丁目	(T)0166-48-0036 (F)0166-48-0062	中間処理業 業許可取得済	
釧路	株式会社 有田 商店 代表取締役 有田 安宏	085-0008 釧路市入江町1番8号	(T)0154-22-2354 (F)0154-25-2349	中間処理業 業許可取得済	
帯広	有限会社 中西自動車商会 代表取締役 中西 孝行	080-0856 帯広市南町南8線西30番1号	(T)0155-49-2855 (F)0155-48-8771	廃タイヤ処理販売業	
室蘭	有限会社 日電鋼業 代表取締役 清水 孝宏	059-1365 苫小牧市字植苗139番地27	(T)0144-58-3434 (F)0144-58-3170	鉛製錬業 業許可取得済	
札幌	トヨタL&F札幌 株式会社 代表取締役 山隈 征一	062-0020 札幌市豊平区月寒中央通7丁目7-17	(T)011-851-6211 (F)011-852-4717	フォークリフト レンタル	
帯広	株式会社 三光産業 代表取締役 高橋 繁樹	080-0010 帯広市大通南16丁目18	(T)0155-26-3530 (F)0155-26-3358	廃タイヤ処理 業許可取得済	
帯広	株式会社 A & E 代表取締役 有田 利愛	080-0012 帯広市西2条南37丁目2番14号	(T)0155-49-0055 (F)0155-49-0056	廃棄物処分業 業許可取得済	
札幌	ジャパンリサイクルサービス 代 表 増川 康弘	062-0035 札幌市豊平区西岡5条3丁目8番6号	(T)011-824-2110 (F)011-211-5000	廃タイヤ買取り業	
札幌	株式会社 美 星 代表取締役 金 京子	061-3242 石狩市新港中央1丁目202番地 新港ビル2F6号	(T)0133-77-5056 (F)0133-77-5057	鉛製錬業 業許可取得済 貿易商(輸出許可届)	
札幌	株式会社 大 沼 代表取締役 大沼 泰三	003-0811 札幌市白石区菊水上町1条4丁目201	(T)011-811-8851 (F)011-813-6685	鉛製錬業 空容器卸業 業許可取得済	

※ 『札幌市北消防署災害救助訓練に参加し受賞を受ける』 8.10.3.

北自協は発足初の札幌市北消防署(消防監相生武志署長)の要請を受け、北区篠路町拓北石狩川河川敷で災害発生時を想定した訓練に際し訓練用車両の提供をはじめ大型レッカー車による輸送と救助救出訓練に積極的に参加されるなど、この訓練成果を大いに高められた功績をたたえ感謝状の受賞となった。



(佐藤正良北自協災害対策委員長)



(〔株〕協栄車輛の大型レッカー車)

※ 『北海道リハビリー小端武治室長古タイヤ再資源化事業の功績による受賞』 8.12.25.

当時石狩管内広島町の社会福祉法人「北海道リハビリー」(池永義啓施設長)で考案した古タイヤからできる活性炭が東京都内を流れる神田川の浄化施設に試験的採用された。社会問題化している古タイヤを逆に環境改善に生かす“一石二鳥”の試み。大都市を流れる川の浄化が成功すれば、古タイヤ活性炭の普及にも弾みがつきそう。結果的に成功した。この研究が認められ晴れて勲五等瑞宝章を受賞した。当組合として古タイヤの再資源化にご協力を頂いていることから、記念祝賀会を企画した。



(左から3人目が叙勲を受けた小端武治室長)



(中締め德音頭とる石上剛専務理事)

※ 『外川講師を招き(自動車リサイクルの現状と課題)につての講演会』9.1.26

平成9年の新春を向かえ、北自協組合員が如何に「自り法」に取り組むかの講演を九州大学の外川先生に尋ねる勉強会を開催した。当時の外川先生は腎臓透析を行いながら、解体業者から声を掛けられると積極的に出向いて、自動車解体業界のあるべき環境を教えて頂いた。「自り法」の本格施行まで、8年の有余があるが、時の流れはすぐ来る。と現状課題を検証し対策を講じることに取り組む。速やかに取り組んだのが、使用済自動車に関するフォーラムである。このフォーラムを開催したことで、北自協が数多くの事業活動を行ってきた。



(北自協第1回新春講演会及び新年会)

※ 『札幌協が廃クーラント再生機を2台導入する』9.3.25

札幌協は廃フロンガス、廃バッテリーなどの共同回収に続き、新たにエンジンクーラントの回収と再利用に取り組む。クーラント回収再生装置「グライクリーン」2台を導入し、同組合事務所に設置した。

自動車解体事業者の団体が廃クーラントの再生に取り組むのは全国的に初のケースとなる。輸入販売元である米国CTG日本代表大友信哉から2台を購入した。なお、右側の機器は伊丹車輛(北自協伊丹伊平副理事長)が北海道リハビリ工場で古タイヤから生産された活性炭を利用して濾過器を考案した。



(米国CTG日本が販売しているクーラント再生装置、赤・青)



(伊丹車輛が考案した濾過器)

※ 『苫東リサイクル施設導入検討会発足』8.7.19

平成8年7月北海道は、苫小牧東部地域(苫東)の規模の広大性や港湾を有した立地特性を生かした、使用済み自動車や使用済み家電などのリサイクル施設の導入は、環境関連産業をはじめ我が国産業の育成・振興に寄与し、環境調和社会の実現にも貢献するものであり、経済的側面に加え、社会的側面から大きな意義を持つと考えられる。

第1回苫東リサイクル施設導入検討会を苫小牧東部開発株式会社、会議室で開催。

出席者名簿

委員長	永田 勝也	早稲田大学理工学部教授
委員	島田 健	社団法人日本自動車工業会 企画室長
	宇熊 義光	社団法人日本自動車販売協会連合会札幌支部 専務理事
	服部 隆志	社団法人日本鉄リサイクル工業会北海道支部 事務局長
	南 可昭	北海道自動車処理協同組合 理事長
	宮本 政博	社団法人北海道産業廃棄物協会 理事
オブザーバ	佐竹 俊哉	北海道東北開発公庫開発企画部 主任調査役
	山下 嘉之	苫小牧東部開発株式会社 営業部長
	原口 佳記	苫小牧東部開発株式会社 営業課長
北海道	塩田 健二	北海道商工労働観光部 企業立地推進室長
	嵐田 昇	北海道商工労働観光部 企業立地推進室 参事
	平野 幸生	北海道商工労働観光部 企業立地推進室 主査
	木村 俊彦	北海道商工労働観光部 企業立地推進室 主任
	村井 公裕	北海道保健環境部環境整備課 資源リサイクル推進室 主幹
	木幡 憲	北海道保健環境部環境整備課 産業廃棄物指導係長
事務局	萩原 一平	株式会社日本総合研究所産業インキュベーションセンター長
	指田 光章	株式会社日本総合研究所産業インキュベーションセンター主任

第2回苫東リサイクル施設導入検討会をフジヤサンタホテル エルムの間（札幌市）

第3回苫東リサイクル施設導入検討会を株式会社日本総合研究所 会議室（東京）

第4回苫東リサイクル施設導入検討会を新千歳空港旅客ターミナルビル 3F 会議室

※ 『第1回使用済自動車の環境とリサイクルのフォーラム』9.5.25

使用済自動車に関する問題点について、4回に渡ってフォーラムを開催する。廃車問題をさまざまな角度から考える「使用済自動車の環境とリサイクルのフォーラム」（主催 北海道自動車処理協同組合）が札幌市内のホテルで開かれた。行政並び排出者団体・再資源化事業団体、学識経験者、自動車販売団体等の参加を頂き検討会が行われ、北自協の社会的貢献事業がスタートとなった。



（第1回フォーラム、関係行政・団体・企業の担当者がパネリスト）

有価物でも廃車処理にマニフェスト制度が適用となり 関係する事業許可も法案成立後受け付ける。

☞ 新田艶子・新生ゴム専務「冬タイヤが必要な道内は廃タイヤの発生量が多く、再利用法を産学官共同で研究すべき」☞ 杉山博康・マテック千歳支店長「廃自動車ガラスを、グラスウールの原料として

フォーラムには約120人が参加。うち半数近くは自由参加の一般市民で、廃車問題の社会的関心が高まっていることを印象づけた。北海学園大学工学部の神山桂一を座長、3時間にわたってフロンガスや廃タイヤなど自動車関連廃棄物処理、今後の行政対応などについて16人がそれぞれの立場から説明。

主なパネリストのコメントは次の通り（順不同）

白野暢・道保健環境部環境対策課主査

「カーエアコンの特定フロンは再利用できるため業界任せの対応だったが、道としてはすでに認識を改めている」 木幡憲・同部環境整備課指導係長

リサイクルする準備を進めている。フロント、サイドは問題なく再利用できる。課題は熱線入りリアガラスの対応」と4人関係者が発言した。

「参加関連団体」

北海道議会議員・北海道経済産業局・北海道環境生活部・札幌市環境局・函館市環境局・小樽環境局・北海道中央企業団体中央会指導部

「パネリスト」

日産自動車環境室長・自研センター・北海道学園教授・自販連札幌支部・道中販連・道警環境対策課・処理関係団体

主 催 北海道自動車処理協同組合

後 援 北海道経済産業局・北海道

※ 『秋田県自動車解体処理協同組合創立総会』 9.5.26.

秋田県自動車解体協議会（畠山孝敏会長）は1月25日秋田市内協働社大町ビルにおいて、かねて懸案の「協同組合への移行問題」について会員各位の理解を深めるために全会員を対象とした研修会を開催した。今回の研修会は秋田県中小企業団体中央会の全面的な協力を得て行われたもので、講師には北海道自動車処理協同組合（札幌地区自動車解体処理協同組合）の南可昭理事長が招かれ「札幌協・北自協における組合設立と事業活動について」と題して講演を行った。同協議会は設立後の一年を経過し、「産廃許可問題、ディーラーとの対応など困難な諸問題に対処するためには法人化は避けて通れない問題である。」（畠山会長）との認識から協同組合への移行を検討してきた。今回の講演について同会長は「南理事長の実践に裏付けされた具体的なお話をいただき大変参考になった。いずれ近いうちに前向きの方で決めたい。」との認識を示した。【何故進まぬ組織化】自動車解体業界を取り巻く厳しい情勢とほうらはらに業界の組織化は一向に進まない。「今のままで十分やれる。今までも色々なことがあったがそんなにムキにならなくてもなんとかやってきた。」というあたりが共通認識になっているようだ。

厚生省が今国会に提出を予定している廃掃法改正案では全ての産業廃棄物にマニフェスト（管理票）制を導入する、というのが柱の一つになっているとのことだ。ディーラーから廃車のほんの一部を除いて大半が「逆有償化」している現実の中で既存解体業者はマニフェスト制導入に伴う「積み替え保管を含む」収集運搬業の許可を取らねばなくなる。一人一人がそっぽを向き合って行政やメーカー、ディーラーからの攻撃に勝てますか。それほど面倒臭いことは決めなくとも良い。現状での認可の獲得、適正な廃車処理料の獲得、この三つの要求であれば誰でも参加できるはずだ。全国一万人の解体業者の団結を願ってやまない。

依頼で、平成8年4月に秋田県内で自動車解体業を営んで業者に、札幌地区で設立し活動している「札幌協」の現状説明をする機会を頂、発足式に来賓として招かれた。



（畠山孝敏代表理事より経過挨拶）



（北自協南理事長が来賓として挨拶）

※ 『第2回使用済み自動車の環境とリサイクルのフォーラムを開催』9.12.5

北海道自動車処理協同組合は、「第2回使用済み自動車に関するフォーラム」を開催。



(第2回使用済み自動車に関するフォーラム)

廃車処理を巡る業界の現状、行政の対応などについて熱心な議論を交わした。また、午前中の全体会議に続いて開かれたフォーラムは、日産自動車の中川敏男環境対策室長による基調講演と行政担当者や組合員をパネリストとするディスカッションの2部構成で行われた。討議に先立ち、南理事長は「廃車処理システムに占めるわれわれ業界の位置づけは、ますます重要性を増しており、その使命は事前選別。21世紀に向けお互いのノウハウを譲り合い、地域全体の取り組みとして、この厳しい時代を切り抜けて

行きたい」と述べた。続いて、長沢徹長、北海道議会環境生活委員長、亀井豊自販連札幌支部、今晃太郎北海道環境生活部廃棄物対策課長が来賓あいさつをした。続いて基調では、中川室長は、廃車処理の現状と業界の問題点や廃掃法改正など行政の動きについて講演。特に経産省の「使用済み自動車のリサイクル・イニシアチブ」に触る中で、産業廃棄物処理に伴う積み替え保管施設の許可取得問題と10年12月に施行予定のマニフェスト(複写式管理票)制度への対応を取上げた。パネルディスカッションは、基調講演後段の説明を受ける形で進行。

※ 『札幌市消防局による普通救命講習会』10.4.24

北海道自動車処理協同組合は、4月24日、札幌ロイヤルホテルで平成10年度通常総会を開き、9年度の各事業、収支決算など報告事項、10年度の廃車処理など各部会事業計画案を事務局原案どおり承認、可決した。総会に先立ち、CSR(企業の社会的責任)活動の一環として「救命講習会」を開催した。引き続き総会は3部構成で、一部では「道内中古部品流通のネットワーク」について工藤洋行相談役が説明、二部総会。三部では高橋敏常務が「フロンガス回収事業の取り組み」について報告。「離島における放置車両の実態」がスライド放映された。来賓として、北海道議会議員、三上洋右札幌市議会議員ら行政、関係団体代表多数が出席した。



(普通救命講習会会場)



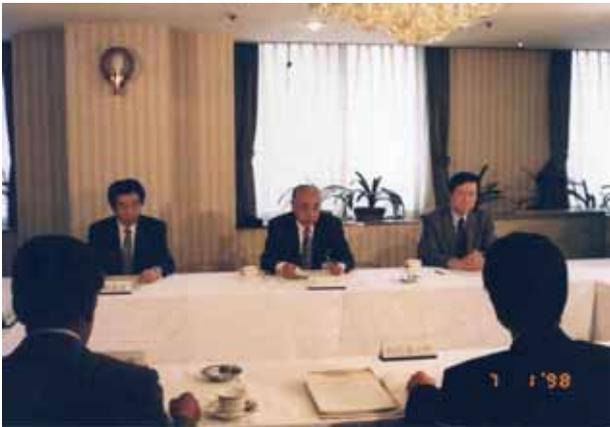
(札幌市消防局救急隊員による救命実技講習会)

なお、普通救命講習修了証は当日出席した組合員全員が認定した。

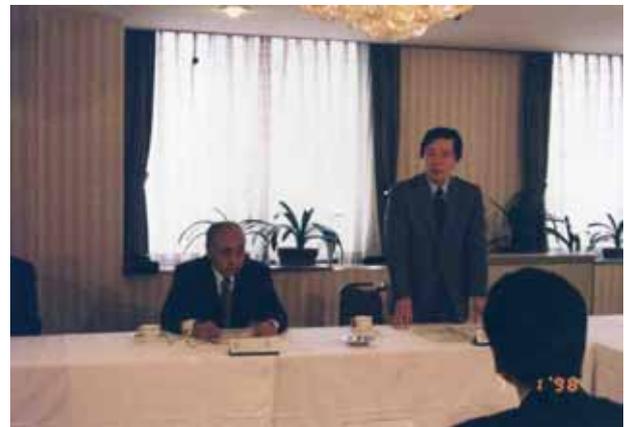
※ 『離島における資源ごみ再資源化会議』の第1回目の会合が開かれる。9.9.8

メンバーは、日本自動車販売協会札幌支部、日本鉄リサイクル工業会北海道支部、北海道タイヤリサイクル連絡協議会、北海道自動車処理協同組合、北海道離島振興協議会、の五者。会合に先立ち、要請機関である、北海道環境生活部小笠原紘一環境室長から離島における放置車輛の回収協力に関する趣旨が述べられた。

引続き、北海道が実施した実態調査の結果報告が行われ、町の保管場所に約700台を超える廃車がある利尻（宗谷管内利尻町、利尻富士町）などについての廃車の状況を現地調査することを決めた。座長に選ばれた道自動車処理協同組合の南可昭理事長は「難しい面もあるが、廃自動車への認識を新たにするためにも全力で取り組んでいきたい」と語った。離島の廃自動車は平成3年前後から鉄クズ価格の下落したことなどで処理が遅れている。北海道は、同会議の協力を得て、保管場所の廃自動車や廃タイヤを処分した後は、離島の廃車のスムーズな処理システムを構築も行いたい考え。現地調査の結果を持って来年度にも保管車輛の処分に乗り出す。この日の会議では処理方法について意見がだされた。エンジンオイルやフロンガス回収の方法やプレス機の持ち込み方法、レッカー車やスクラップの持ち出し方法について、現地調査に向けての情報交換が行われた。



(五団体の責任者と関係行政)



(挨拶を行う、北海道環境生活部小笠原紘一環境室長)

※ 『離島における資源ごみ再資源化会議』の第2回目の会合が開かれる。9.9.10

再資源化会議は、第一回における協議会を踏まえ、実践部隊を招き、回収事業について説明を関係者に伝えた。当組合から、石上対策委員長が委員会に出席し、代表質問と当方の意見を述べた。また、10人の組合員が参加した。



(再資源化会議に北自協理事が出席する)



(再資源化会議の趣旨を聞く理事)

※ 『離島における資源ごみ再資源化事業に取り組む事前調査』 9.9.18

全国には数多くの離島が存在している。悩みは、自動車を例に挙げると島の周囲が狭いことと、塩風にさらされ腐食が激しく本国の車歴の3倍ほど短い。廃車になった時の処理施設(解体業者)がないのが現状である。離島から本国まで運搬する際には、運賃を補填する島があるが、鉄クズ等の暴落が続いたことから運賃のみの補填では解決しない。利尻島における廃車処理問題は、永年に及ぶ環境・景観等の影響を抱えていた時に北自協から協力依頼を申し出た。早速、「利尻島における資源ごみ再資源化事業委員会を立ち上げた」



全体会議、両町から現状報告を受ける

平成9年9月18日利尻島における長期放置車両の撤去作業の事前調査に向かう。道、環境生活部・自販連札幌支部・鉄リサイクル工業会北海道支部・廃タイヤ協会・北自協等の関係委員が利尻富士町役場で利尻・利尻富士町の幹部かせ



深さ約30㍍に鉄クズ同様の原形を崩した廃車ガラが数えきれないほどあった。

この残骸を、どの様に持ち出すことができるのか。すべてを回収することは出来るのか。

また、何日で作業が終了するのか。検討がつかない。雨が降れば回収作業に影響する。

更に、必要重機の手配等について、4団体と地元役場職員で検討した。

※ 『札幌市よりフロンガス回収機の貸与を受ける』 10.3.26

新たに札幌市からフロンガス回収機10台を追加貸与する。これで組合加盟24社は自社保有機を含め、最低1社1台のフロン回収機を確保したことになる。



(中井誠一環境保全推進課長から2回目貸与説明を受ける)

※ 『離島における資源ごみ再資源化事業に取り組む事前調査(北自協)』10.4.12



火山灰を取出した穴に捨てられた廃車ガラ



(現地入りした組合員)

北自協の社会的貢献「責任ある廃車処理」である大規模プロジェンがスタートする。振り返ると、この事業が北自協の組合員間の絆を強めた。平成8年に北自協を設立、画期的事業となった。利尻島における長期放置車両等の実態を直接見て対応検討するため、北自協理事(南、石上、会田、長谷山氏)と道庁からも担当係官同行し現地に入った。平成9年9月18日の事前調査においては、一週間程度で作業が終了できるのではないかと意見であったが、回収を担当する北自協として、不法投棄されている状況を見、余りにも何雑な状況に俄然とした。

すべてを回収するには予想の(現場を見る前には4~5日)では無理との意見が出た。

最低、10日間は必要であり、10日間、組合員に当地で作業を行うことが出来るか。その様なことは出来ない。深い穴底から原形を崩している廃車にワイヤ等を結び、引き上げの作業には、それなりの重機(クレーン車)等が必要であり危険が伴う作業である。問題は、組合員の協力が得ることが出来るのか。出来たととしても、トータル的には8日間が限度であると決断した。札幌に帰り、札幌・旭川支部に出勤要請をした結果、ほとんど事業者(70社)から1名

は参加させるとの声を頂いた。多くの人員で一機に作業を行うことを考えたが、組合員負担や作業機材等の搬入に多額の費用が必要となるので30人程で回収作業を行うことにした。多くの組合員から組合事業に参加する返事を頂いたことに感謝をする次第である。恵まれたのは天候が快晴で、8日間で与えられた回収作業が終了した。最終日、11台の作業車輛に便乗し、9台は札幌へ、2台は旭川へ帰宅途中の昼食で組合員から、今度は、道内の長期放置車両の撤去に取り組むべきである。との声が上がった。その後、道内に放置(野積み)車輛を行政の依頼や鉄回収業者の要請に応え数万台を再資源化した。今後も要請があれば、積極的に社会貢献に取り組む。





委 嘱 書

(氏 名)

南 可 昭 様

離島における資源ごみ再資源化会議委員を委嘱します。
委嘱期間は平成11年3月31日までとします。

平成10年4月21日

北海道知事 堀

達

